

三重県石油コンビナート等 防 災 計 画

令和6年3月修正

三重県石油コンビナート等防災本部

序 文

石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）においては、大量の石油、高圧ガス、石油以外の危険物、指定可燃物（可燃性固体類、可燃性液体類）、毒物及び劇物等が種々の装置、設備、施設等において、貯蔵、取扱い、処理されているため、火災、爆発、漏洩若しくは流出その他の事故が発生するおそれがあります。

そこで、本県においては、特別防災区域に係るそれらの災害を未然に防止し、万一災害が発生した場合には拡大を防止することにより、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、予防対策や応急活動等、防災関係機関及び特定事業者の果たすべき責務等を規定し、特別防災区域に係る総合的な防災・減災対策の基本とすべく、本計画を定め、必要に応じてその都度修正を重ねてきたところです。

そうした中、平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、他県の特別防災区域では、地震、津波による甚大な被害が生じたことから、南海トラフ地震への脅威が高まるとともに、特別防災区域における地震、津波による被害想定の見直しや、想定される災害に対する予防対策及び事業計画等の見直しの必要性が改めて浮き彫りになりました。

また、近年、特別防災区域において人的被害を伴う重大事故が全国的に発生していることから、特定事業所における取扱物質等の危険性の評価や教育訓練及び技術伝承の重要性が再確認されることとなりました。

本県では、これらの動向を背景に本計画を大幅に見直すこととし、このたび、加筆修正のうえ、公表することとしました。

平成27年3月

目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性質	2
第3節	基本方針	3
第4節	特別防災区域の範囲	4
第5節	特別防災区域の概況	5
第6節	防災計画等の修正	8
第7節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	
	1 県	9
	2 県警察	10
	3 市	10
	4 四日市港管理組合	11
	5 国の防災関係機関	11
	6 自衛隊	13
	7 指定公共機関及び指定地方公共機関	13
	8 公共的団体及び特別防災区域内の 防災上重要な施設の管理者	14
	9 特定事業者	14

第2章 防災組織

第1節	防災本部	
	1 組織	17
	2 所掌事務	19
	3 災害対策基本法に基づく 災害対策本部との関係	19
第2節	現地本部	
	1 組織	20
	2 所掌事務	20
第3節	防災関係機関	
	1 防災組織	21
	2 防災活動要領の制定等	21
	3 防災本部への報告	21

第4節	特定事業所	1	自衛防災組織	22
		2	共同防災組織	22
		3	広域共同防災組織	22
		4	特別防災区域協議会等	23
		5	相互応援体制の確立	23

第3章 災害想定

第1節	概要	25	
第2節	対象施設と災害想定の手法		
	1	対象施設	26
	2	想定地震	26
	3	評価方法	27
第3節	平常時の事故を対象とした評価	29	
第4節	地震動（短周期）による災害の評価		
	1	L1地震	30
	2	L2地震	30
	3	活断層型地震	30
第5節	津波による災害の評価	36	
第6節	大規模災害の評価	37	

第4章 災害予防計画

第1節	事故災害予防計画	1	特定事業者	39
		2	防災関係機関	41
第2節	自然災害予防計画			
	第1	地震・津波災害予防計画		
		1	特定事業者	42
		2	防災関係機関	43
	第2	その他の自然災害に対する予防計画		
		1	特定事業者	43
		2	防災関係機関	43
第3節	大規模災害予防計画	1	特定事業者	44
		2	防災関係機関	44
第4節	教育訓練及び防災訓練計画			
	第1	教育訓練		
		1	特定事業者	45
		2	防災関係機関	45

第 2 節	防災訓練	
1	訓練の区分	4 6
2	訓練種目	4 6
3	報告	4 6
第 5 節	防災資機材等の整備強化計画	
1	特定事業者	4 7
2	防災関係機関	4 7
第 6 節	通信設備整備強化計画	
1	特定事業者	4 8
2	防災関係機関	4 8
第 7 節	緩衝地帯又は緑地の整備計画	
1	緩衝地帯又は緑地の設置の推進	4 9
2	緩衝地帯又は緑地の現状	4 9
第 8 節	航空機事故に関する予防計画	
1	航空安全確保に関する規制	5 0
2	防災関係機関の措置	5 0
第 9 節	防災に関する調査研究	
1	主な調査研究項目	5 1
2	調査研究結果の提供	5 1

第 5 章 災害応急対策計画

第 1 節	防災本部及び現地本部の活動体制	
第 1	防災本部	5 3
第 2	現地本部	
1	設置基準	5 5
2	組織	5 6
3	設置場所	5 6
4	現地本部の廃止	5 6
第 2 節	通報及び情報の収集伝達計画	
第 1	通報体制	
1	異常現象の範囲	5 7
2	通報基準	5 8
3	通報系統	5 8
4	防災関係機関等の連絡窓口	5 8

第2	災害情報の収集及び伝達	
1	情報の収集及び伝達	60
2	報告書の提出	61
第3	地震・津波情報等の伝達	
1	連絡を行う情報等の種類	62
2	連絡を行う情報等の伝達経路及び方法	62
	別記様式1 「第2号様式(特定の事故)」	63
	別記様式2 「地震影響報告」	65
	別記様式3 「コンビナート事故報告」	66

第3節 事故災害応急対策計画

第1	陸上施設等火災・爆発応急対策計画	
1	実施機関	68
2	防御活動の分担	68
3	防御活動の基本	69
4	発災事業所の措置	69
5	防災関係機関の措置	69
第2	可燃性ガス・毒性物質の漏洩応急対策計画	
1	実施機関	70
2	防御活動及び警戒区域の設定の分担	70
3	防御活動等の基本	71
4	発災事業所の措置	71
5	防災関係機関の措置	71
第3	石油等流出防御応急対策計画	
1	実施機関	72
2	防御活動の分担	73
3	発災事業所の措置	73
4	防災関係機関の措置	74
第4	接岸・接標中のタンカー等の火災応急対策計画	
1	実施機関	75
2	防御活動の分担	75
3	消火活動の基本	75
4	発災事業所の措置	76
5	防災関係機関の措置	76

第4節	自然災害応急対策計画	
	第1	地震・津波災害応急対策計画
		1 地震・津波災害に対する措置・・・・・・・・・・78
		2 地震・津波災害により 二次災害が発生した場合の措置・・・・・・・・・・79
	第2	その他の自然現象による災害応急対策計画・・・・・・・・79
第5節	救出応急対策計画	1 実施機関・・・・・・・・・・80
		2 救出活動の分担・・・・・・・・・・80
		3 発災事業所の措置・・・・・・・・・・80
		4 消防本部、県警察及び海上保安部の措置・・80
		5 防災関係機関の措置・・・・・・・・・・80
第6節	救急医療対策計画	1 実施機関・・・・・・・・・・81
		2 救急医療活動の分担・・・・・・・・・・81
		3 発災事業所の措置・・・・・・・・・・81
		4 防災関係機関の措置・・・・・・・・・・81
第7節	防災資機材調達・輸送計画	
		1 実施機関・・・・・・・・・・83
		2 調達手続・・・・・・・・・・83
		3 輸送力の確保・・・・・・・・・・83
第8節	避難誘導計画	1 実施機関・・・・・・・・・・85
		2 避難の勧告及び指示の分担・・・・・・・・・・85
		3 避難誘導の基本・・・・・・・・・・85
		4 避難誘導後の措置・・・・・・・・・・86
		5 避難場所の周知・・・・・・・・・・86
		6 防災関係機関の措置・・・・・・・・・・86
		7 特定事業者の措置・・・・・・・・・・87
第9節	応援要請計画	1 要請者・・・・・・・・・・88
		2 要請内容・・・・・・・・・・88
		3 本部長への報告・・・・・・・・・・88
第10節	住民等に対する広報計画	
		1 実施機関・・・・・・・・・・89
		2 広報活動の分担・・・・・・・・・・89
		3 広報活動の基本・・・・・・・・・・89
		4 発災事業所の措置・・・・・・・・・・90
		5 防災関係機関の措置・・・・・・・・・・90
		6 報道機関への協力・・・・・・・・・・90

第11節	交通規制対策計画	1	実施機関	91
		2	交通規制の目的	91
		3	交通規制の方法	91
		4	交通規制の広報	92
		5	緊急通行車両の確認	92

第12節 自衛隊災害派遣要請計画

1	災害派遣要請の基準	93
2	災害派遣要請の手続	93
3	災害時の緊急派遣	94
4	災害派遣時に実施する救援活動	95
5	派遣部隊の受入体制	95
6	連絡員の派遣	95
7	派遣部隊の撤収要請	95
8	その他	96

第13節 大規模災害応急対策計画

1	防災関係機関	97
2	特定事業者	97

第6章 災害復旧計画

第1節	災害復旧の基本方針	99
-----	-----------	----

第2節 公共施設等の災害復旧

1	ライフライン等の災害応急対策	100
2	災害復旧事業	100

第3節 コンビナート施設等の災害復旧

1	防災関係機関	101
2	特定事業者等	101

[用語の定義]

この計画における用語は次のとおりとする。

- 1 防災関係法令・・・次の法律及びこれに基づく政令、省令並びに命令等をいう。
 - (1) 石油コンビナート等災害防止法
(昭和50年法律第84号)
 - (2) 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)
 - (3) 消防法 (昭和23年法律第186号)
 - (4) 高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号)
 - (5) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)
 - (6) 石油パイプライン事業法 (昭和47年法律第105号)
 - (7) ガス事業法 (昭和29年法律第51号)
 - (8) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
(昭和45年法律第136号)
 - (9) 電気事業法 (昭和39年法律第170号)
 - (10) 港湾法 (昭和25年法律第218号)
 - (11) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
 - (12) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
(昭和32年法律第167号)
 - (13) 大規模地震対策特別措置法 (昭和53年法律第73号)
 - (14) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
(平成14年法律第92号)
 - (15) その他防災に関する法令
- 2 県条例・・・・・・・・三重県石油コンビナート等防災本部条例 (昭和51年三重県条例51号)、
三重県地震災害警戒本部条例 (平成14年三重県条例46号) をいう。
- 3 防災計画・・・・・・・・三重県石油コンビナート等防災計画をいう。
- 4 防災本部・・・・・・・・三重県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 5 現地本部・・・・・・・・三重県石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 6 市・・・・・・・・四日市市をいう。
- 7 特定事業者 (所)・・・石油コンビナート等災害防止法第2条に定める第一種事業者 (所) 及び第二種
事業者 (所) をいう。
- 8 防災関係機関・・・・・・・・石油コンビナート等災害防止法第27条第3項第4号に規定する県、関係
特定地方行政機関、関係市、関係公共機関、公共的団体及び陸上自衛隊並
びに県警察をいう。
- 9 防災関係機関等・・・・・・・・防災関係機関および特定事業者をいう。

その他の用語は、石油コンビナート等災害防止法第2条に定めるもののほか防災関係法令による。

第 1 章 総 則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「石災法」という。）第 31 条の規定に基づき、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大を防止するため、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに災害の予防対策及び応急活動等必要な事務を定めることにより、総合的な防災・減災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の性質

- 1 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震特措法」という。）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、特別防災区域に係る災害の防止に関し、特定事業者、国、県、関係市及びその他の防災関係機関が実施すべき防災業務とその責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連携調整を図るために必要な基本的事項を定めた総合的な計画である。
- 2 特別防災区域の特殊性を考慮し、特別防災区域内の災害が区域外に及び、又は及ぶおそれのある場合、あるいは、特別防災区域外の災害にあっても区域内に著しい影響をおよぼすおそれのある場合について、この計画を適用する。
- 3 この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。
- 4 この計画に定めのない事項については、災害対策基本法第10条及び石災法第32条の規定により、災害の状況に応じ三重県地域防災計画（風水害等対策編）及び三重県地域防災計画（地震・津波対策編）（以下「県地域防災計画」という。）及び関係市の地域防災計画を準用し、必要な措置を実施する。

第3節 基本方針

この計画においては、本県の石油コンビナート地域の立地環境の特殊性を考慮し、特別防災区域に係る災害が周辺地域に重大な影響をおよぼすおそれがあることから、特定事業者をはじめ、防災関係機関はその果たすべき責務を十分認識し、次の基本方針に沿って防災体制の確立及び災害の予防並びに災害が発生した場合の応急対策に万全を期すものとする。

- 1 災害の防御にあたっては県民の安全対策を最優先する。
- 2 特別防災区域内に係る災害の態様、発生の可能性等について、防災関係機関等において共通の認識をもち、災害の予防及び応急対策の推進を図る。
- 3 災害防止に対する第一次的責任を有する特定事業者は、当該事業所における防災対策の強化と事業所相互間の協力体制を確立し、平素における従業員に対する教育訓練及び防災訓練を充実させることにより、災害の発生及び拡大の防止を図る。また、我が国の社会経済活動を機能不全に陥らせないよう燃料やエネルギー等の供給能力を最低限確保し、早期の復旧復興に貢献する。
- 4 防災関係機関等の業務及び役割を明確にするとともに、平素から防災関係機関等の相互の連携を図ることにより一体となった防災対策の推進を図る。

第4節 特別防災区域の範囲

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により指定された県内の特別防災区域は、次のとおりである。

四日市臨海地区

三重県四日市市の区域のうち次の区域

- (1) 霞一丁目、三郎町、大協町一丁目、大協町二丁目、千歳町、大浜町、石原町、三田町、雨池町並びに川尻町字極楽寺、字小島縄、字丸田、字大仙寺、字古屋敷、字城東、字古城及び字起シの区域 午起三丁目、浜町、北納屋町、稲葉町、大字四日市字寅高入、東邦町、宮東町一丁目から宮東町三丁目まで、塩浜町、日永東二丁目、大字日永字中浜及び字土網、大字馳出字北新開及び字葎原、大字六呂見字宮北、字冲殿、字大島、字小浦、字東浦、字大工縄、字南新堀及び字南浦、大字塩浜、川尻町並びに大治田三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 これらの区域に介在する道路の区域
- (2) 楠町小倉字松山、字砂間及び字洲之上の区域 楠町小倉字畑割、字東浜田、字荒川原、字孤塚、字永田、字釜越及び字西浜田並びに楠町北五味塚字塩役の区域のうち主務大臣の定める区域

第5節 特別防災区域の概況

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、34の特定事業所（第一種事業所15、第二種事業所19）で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況（令和6年1月1日現在）

区 分	面 積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高压ガス 十万Nm ³	総 数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	6,796	5,788	34	15(10)	19

四日市臨海地区特定事業所位置図



四日市臨海地区特定事業所一覧

	番号	種別	事業所名
第1コンビナート	1	第一種	(株)ENEOSマテリアル四日市工場
	2	〃	三菱ケミカル(株)東海事業所 塩浜地区
	3	〃 (※)	コスモ石油(株)塩浜油槽所
	4	〃	昭和四日市石油(株)四日市製油所
	5	〃 (※)	高純度シリコン(株)
	6	第二種	三菱ケミカル(株)東海事業所 北大治田地区
	7	〃	三菱ケミカル(株)東海事業所 川尻地区
	8	〃	三菱ケミカル(株)東海事業所 大治田地区
	9	〃	(株)ジェイエスピー四日市 第一工場
	10	〃	四日市合成(株)四日市工場
	11	〃	四日市合成(株)六呂見工場
	12	〃	東邦化学工業(株)四日市工場
	13	〃	味の素(株)東海事業所
	14	〃	三菱瓦斯化学(株)四日市工場
	15	〃	日本トランスシティ(株)東邦町タンクヤード
	16	〃	中部海運(株)東邦町タンクヤード
	17	〃	石原産業(株)四日市工場
	18	〃	ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ(株)四日市工場
第2コンビナート	19	第一種	コスモ石油(株)四日市製油所
	20	〃 (※)	コスモ石油(株)第1陸上出荷場
	21	〃	KHネオケム(株)四日市工場 午起製造所
	22	第二種	(株)JERA四日市火力発電所
	23	〃	第一工業製薬(株)四日市工場 千歳地区
第3コンビナート	24	第一種	KHネオケム(株)四日市工場 霞ヶ浦製造所
	25	〃	東ソー(株)四日市事業所
	26	〃	丸善石油化学(株)四日市工場
	27	〃 (※)	四日市オキシトン(株)四日市工場
	28	〃	四日市エルピージー基地(株)霞事業所
	29	〃	日本ポリプロ(株)四日市工場
	30	〃 (※)	DIC(株)四日市工場
	31	第二種	(株)JERA四日市LNGセンター
	32	〃	東邦ガス(株)四日市工場
	33	〃	コスモ石油(株)四日市霞発電所
	34	〃	第一工業製薬(株)四日市工場 霞地区

注) (※) はレイアウト対象外事業所を示す。

第6節 防災計画等の修正

1 防災計画の修正

防災計画は、石災法第31条の規定に基づき、毎年これに検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

修正は原則として次により行う。

- (1) 防災関係機関等は、毎年防災本部が指定する期日（緊急を要する場合はその都度）までに修正すべき内容及び資料等を防災本部に提出する。
- (2) 特定事業者は、防災関係機関からこの計画に必要な資料等の提出を求められたときは、指定された期日までに当該防災関係機関に提出する。
- (3) 防災本部は、提出された修正内容及び資料をとりまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- (4) 防災本部幹事会は、防災計画修正原案を審議し、防災本部員会議に提出する防災計画修正案を作成する。なお、軽易な事項の修正については、防災本部幹事会でこれを行う。
- (5) また、作成にあたっては、必要に応じ、部外の専門家等の参加した委員会を設置する。防災本部は、防災本部員会議を開催し、防災計画を修正する。
- (6) 防災本部は、石災法第31条第5項の規定に基づき、修正した防災計画を主務大臣に提出する。

2 防災活動要領等の修正

防災関係機関等は、防災組織及び防災活動要領等についても、毎年検討を加え必要が生じたときはこれを修正する。

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

県は、関係市を包括する広域的地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者等の行うべき災害予防対策について必要な助言、指導を行うとともに、石災法その他災害の防止に関する所管法令に基づく諸対策を実施するほか、この計画等に基づいて関係市及びその他の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施に係る総合的な調整を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 防災本部の運営
- (2) 県庁内防災組織の整備
- (3) 関係市及びその他防災関係機関の防災事務又は業務に係る総合調整
- (4) 総合防災訓練の実施に係る企画・調整、支援及び事業所防災訓練に係る指導
- (5) 災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- (6) 災害広報
- (7) 自衛隊への災害派遣要請
- (8) 被災者の援助及び救援物資の備蓄、調達
- (9) 市の実施する救助活動及び消火活動に対する応援、指示、調整
- (10) 災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導
- (11) 防災活動に必要な資機材の備蓄、管理、調達、あつせん
- (12) 特定事業所の防災に関する指導
- (13) 高圧ガス施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査
- (14) 工業用水道施設の管理
- (15) 県内消防吏員、消防団員及び自衛消防隊員の教育訓練
- (16) 防災に関する調査研究
- (17) 災害復旧対策
- (18) その他必要な応急対策

2 県警察

県警察は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害に係る被害の発生及び拡大の防止並びに防災活動の円滑な実行を支援するため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 災害原因の調査研究
- (3) 現場広報活動
- (4) 危険区域内住民の避難誘導
- (5) 被災者の救助
- (6) 交通規制及び災害現場の警備
- (7) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付
- (8) 犯罪の予防及び危険物等の取締り
- (9) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (10) 県及び市の行う災害救助活動に対する協力
- (11) その他被災地における社会秩序の維持

3 市

市は、住民に対しての防災上の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者の行うべき災害予防対策及び災害時における防災活動について必要な指導、指揮を行うとともに、消火その他防災活動を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 現地本部の運営
- (2) 市庁内防災組織の整備
- (3) 総合防災訓練の実施、運営及び事業所防災訓練に係る指導・支援
- (4) 災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- (5) 消火その他防災活動の実施
- (6) 自衛防災組織及び共同防災組織の育成指導並びに災害時における指揮、指導、監督
- (7) 災害広報
- (8) 避難の勧告、指示及び誘導
- (9) 被災者の救助及び救護並びに救援物資の供給及び調達
- (10) 災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導

- (1 1) 化学消火剤、油処理剤等必要な資機材の備蓄、調達
- (1 2) 特定事業所の防災に関する指導
- (1 3) 危険物施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査
- (1 4) 毒物及び劇物関係施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査
- (1 5) 防災施設の整備
- (1 6) 防災に関する調査研究
- (1 7) その他必要な応急対策

4 四日市港管理組合

四日市港管理組合は、四日市臨海地区特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その災害の拡大を防止するため、次の事項について必要な措置を講じる。

- (1) 防潮堤、防潮水門及び扉の開閉等の管理
- (2) 港湾施設の災害応急措置
- (3) 港湾機能の確保
- (4) 港則法（昭和 23 年 7 月 15 日法律第 174 号）に基づき海上保安庁が行う予防措置に対する協力

5 国の防災関係機関

国の防災関係機関は、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、所管法令に基づき災害防止に係る諸対策を実施するほか、災害時にはその他の防災関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県、関係市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

- (1) 中部近畿産業保安監督部
 - ア 第 1 種事業所等に係る現地調査及び工事完了後の確認
 - イ 特定事業所に対する立入検査
 - ウ 高圧ガス施設の保安管理の助言及び指導又は立入検査
 - エ 電気及びガス施設等の保安に関する指導及び立入検査
 - オ 災害原因の調査

(2) 第四管区海上保安本部

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 避難の援助及び勧告
- ウ 海上消防活動
- エ 流出油等に対し措置義務者に措置を命ずる等必要な措置
- オ 海上交通安全の確保及び海上交通規制
- カ 海上における治安の維持
- キ 人員及び救援物資の緊急輸送
- ク 海上災害に関する教育訓練
- ケ 防災に関する調査研究
- コ その他海上災害に関する措置

(3) 三重労働局

- ア 労働災害防止に関する指導・監督
- イ 計画届の審査
- ウ ボイラー・圧力容器等の検査
- エ 安全衛生教育に関する指導・支援
- オ 災害調査の実施及び再発防止対策指導
- カ 自主的安全衛生活動の促進指導

(4) 中部地方整備局

- ア 直轄国道の通行確保に関すること
- イ 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する計画及び指導
- ウ 港湾施設、海岸保全施設等の被災に際し、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工法についての指導
- エ 海上の流出油災害に対し、防除等必要な措置の実施
- オ 名古屋港に整備した浮体式防災基地の活用(ヘリコプター離発着場、防災資機材集結場所等)による後方支援

(5) 中部管区警察局

- ア 管区内各県警察の指導・調整
- イ 他管区警察局との連携
- ウ 関係機関との協力
- エ 災害情報の収集及び連絡
- オ 警察通信の運用

(6) 津地方気象台

気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく予報及び警報等の発表

(7) 中部経済産業局

必要資機材の調達、あっせん

6 自衛隊

(1) 要請に基づく災害派遣

(2) 関係機関が行う防災訓練への協力参加

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進すると共に、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(1) 指定公共機関

- ・西日本電信電話株式会社三重支店
- ・株式会社NTTドコモ東海支社三重支店
- ・KDDI株式会社中部総支社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・日本銀行名古屋支店
- ・日本赤十字社三重県支部
- ・日本放送協会津放送局
- ・中日本高速道路株式会社
- ・独立行政法人水資源機構
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社JERA西日本支社
- ・関西電力送配電株式会社和歌山支社
- ・東邦ガス株式会社
- ・日本郵便株式会社
- ・独立行政法人国立病院機構

(2) 指定地方公共機関

- ・公益社団法人三重県医師会
- ・三重テレビ放送株式会社

- ・三重エフエム放送株式会社
- ・三重交通株式会社
- ・一般社団法人三重県トラック協会
- ・近畿日本鉄道株式会社
- ・一般社団法人三重県L P ガス協会
- ・公益社団法人三重県歯科医師会
- ・株式会社ケーブルコモンネット三重
- ・一般社団法人三重県建設業協会

8 公共的団体及び特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者は、平素から防災予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県、市等その他防災関係機関の防災活動に協力する。

- ・産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）
- ・文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）
- ・危険物施設等の管理者
- ・各港湾施設の管理機関
- ・土地改良区
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）
- ・鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）
- ・ガス事業者（東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県L P ガス協会を除く）

9 特定事業者

特定事業者は、当該事業所における防災対策に関し一義的責任を有することを認識し、関係法令に基づく規程及び自主保安全管理基準の整備はもとより、自衛防災組織の充実、保安管理体制の強化に努めるなど、災害の発生及び拡大防止に万全の措置を講じるとともに、他の事業者及び他地区の事業者と相互に連帯共同して特別防災区域の一体的防災体制の確立に努める。

- (1) 特定防災施設等及び防災組織の整備強化
- (2) 防災資機材の整備、備蓄及び点検の励行
- (3) 製造施設、貯蔵施設、用役施設等の維持管理の徹底
- (4) 教育訓練及び防災訓練の実施及び徹底

- (5) 防災施設及び防災対策の整備強化
- (6) 安全操業の確保及び労働安全の徹底
- (7) 異常現象発生時の通報連絡体制の整備
- (8) 緊急時の応急措置の徹底
- (9) 火災等災害発生時の防御活動
- (10) 災害時の広報活動
- (11) 防災本部へのコンビナート事故報告の提出
- (12) その他災害の発生及び拡大防止等のための必要な措置

第 2 章 防 災 組 織

第2章 防災組織

第1節 防災本部

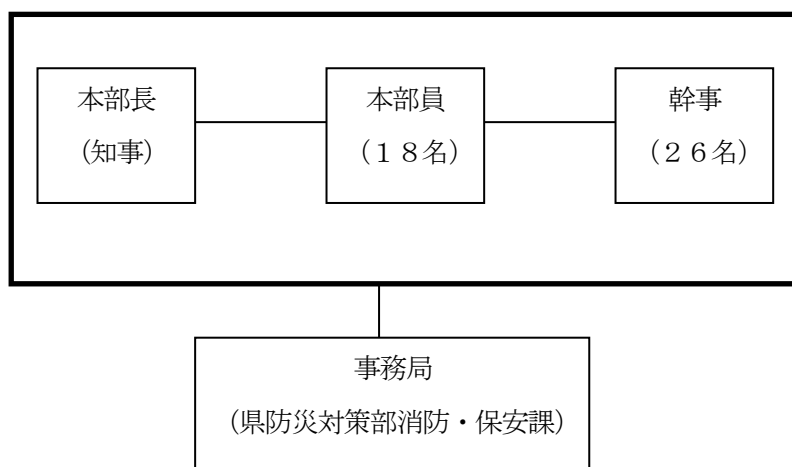
防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成等石災法第27条第3項に規定する事務をつかさどるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、その規模、態様に応じ特別防災区域内に現地本部を設置し、総合的な防災活動を実施するものである。

なお、防災本部の運営等については、「三重県石油コンビナート等防災本部条例」及び「三重県石油コンビナート等防災本部運営要領」によるものとする。

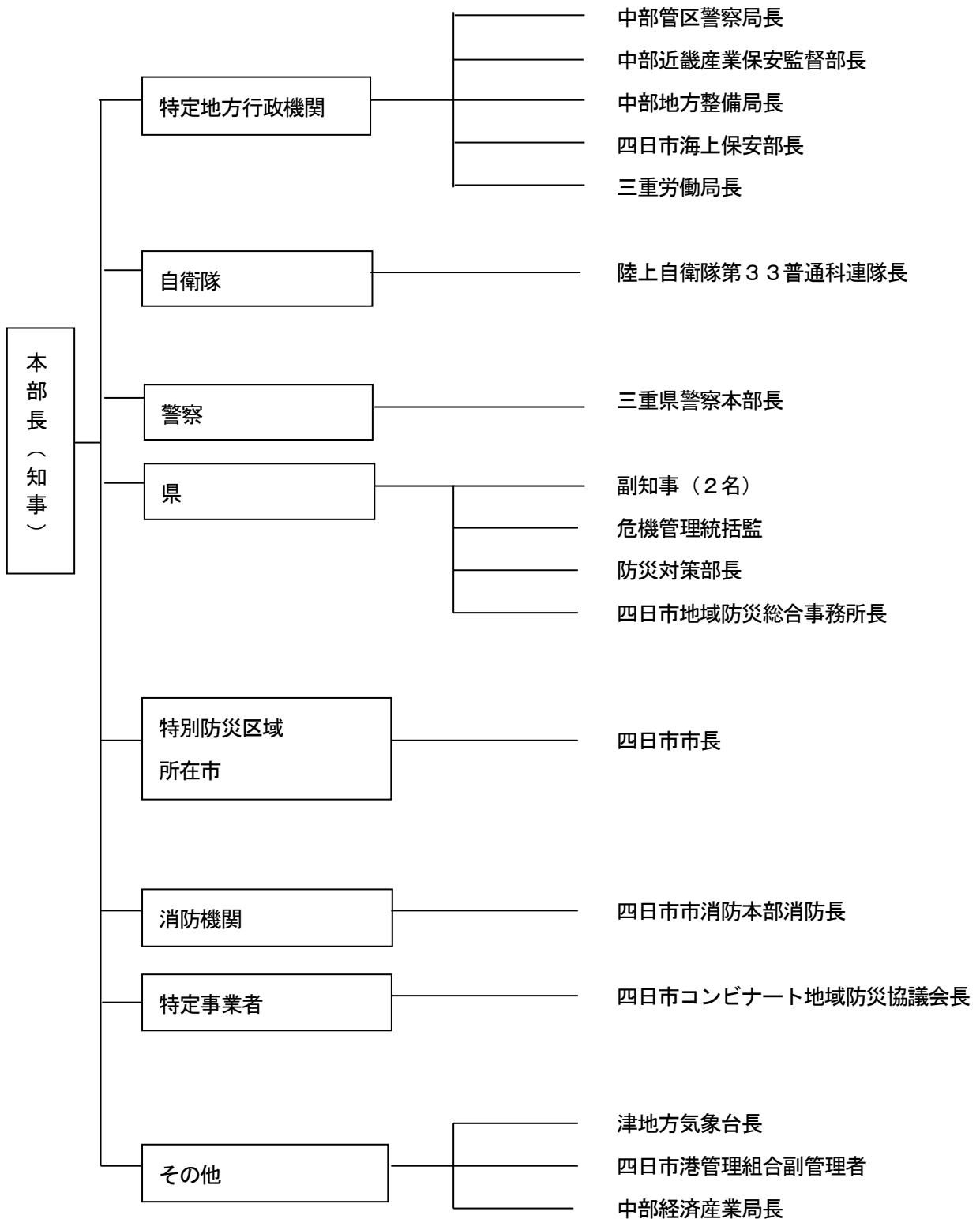
1 組織

防災本部は、特別防災区域に係る防災に関し、県、特定地方行政機関、関係市及び特定事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、次の本部員等で構成する。

- (1) 防災本部は、本部長（知事）及び本部員をもって組織する。
- (2) 本部長に事故等があるときは、副知事、危機管理統括監、防災対策部長の順にその職務を代理する。
- (3) 条例の定めるところにより、防災本部に幹事を置く。幹事は本部員の属する機関のうちから知事が任命する。
- (4) 防災本部の事務局を県防災対策部消防・保安課に置き、事務処理にあたる。



防災本部の組織



防災本部員の構成

2 所掌事務

- (1) 防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 防災に関する調査研究を推進すること。
- (3) 防災に関する情報を収集し、これを防災関係者等に伝達すること。
- (4) 災害が発生した場合において、防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
- (5) 現地本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
- (6) 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との調整を行うこと。
- (7) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

3 災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係

広域的で甚大な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、特別防災区域外の防災活動と連携の必要があると本部長が認めたときは、防災本部は県災害対策本部と一体的な運用を図るものとする。

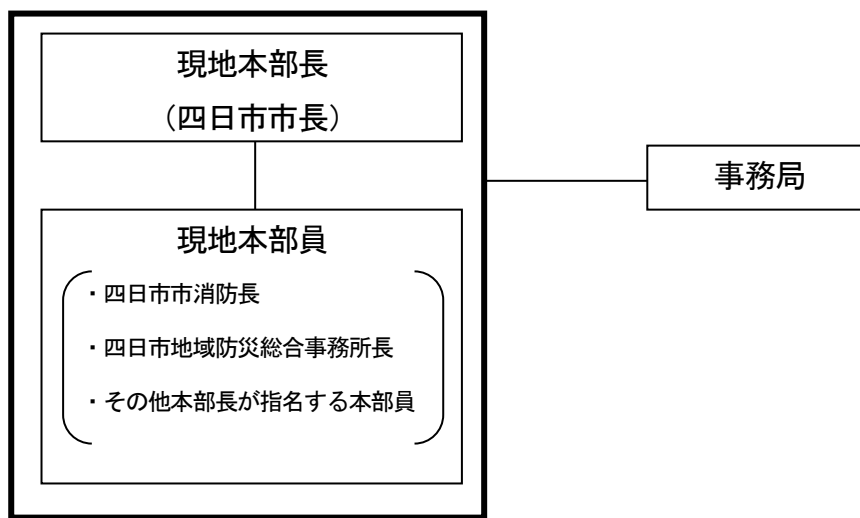
第2節 現地本部

現地本部は特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域に係る被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。

1 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

現地本部長は四日市市長とする。現地本部員は、四日市市消防長、四日市地域防災総合事務所長のほか、本部員のうちから災害規模、態様に応じて本部長が指名する者をもって充てる。



現地本部組織

2 所掌事務

- (1) 情報の収集及び防災本部への報告並びに防災関係機関等への伝達
- (2) 防災関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- (3) 防災関係機関等間の相互の連絡調整
- (4) 災害応急対策及び災害復旧に関して必要な事項の実施

第3節 防災関係機関

1 防災組織

- (1) 防災関係機関は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、直ちにこの計画に基づき災害予防及び応急対策活動が強力かつ円滑に遂行できるよう、あらかじめ防災組織を確立しておくものとする。
- (2) 防災関係機関は防災体制を整備し、それぞれの防災活動に十分な要員を配備するものとする。

2 防災活動要領の制定等

- (1) 防災関係機関は、防災組織の確立とともに、石災法及びこの計画に基づいて実施する災害予防及び災害応急対策等の活動要領を定め、あらかじめ関係職員に周知徹底しておくものとする。
- (2) 防災関係機関は、防災活動要領の制定にあたって次の事項に留意する。
 - ア 防災組織の編成及び所掌事務を明らかにし、常に現状に即したものに維持すること。
 - イ 責任体制及び指揮命令系統を明確にし、要員を適正に配置すること。
 - ウ 夜間、休日等の連絡・動員体制を整備すること。
 - エ 事故災害の規模、態様に応じた応急措置を定めておくこと。

3 防災本部への報告

防災関係機関は、防災組織及び防災活動要領を定めたとき、又は修正したときは、速やかに本部長に報告するものとする。

第4節 特定事業所

1 自衛防災組織

- (1) 特定事業者は、その特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、特定防災施設等の整備に努めるとともに、石災法第16条及び防災規程の定めるところにより、災害応急対策が強力かつ円滑に実施できる自衛防災組織を確立する。
- (2) 自衛防災組織には、石災法第16条及び防災関係法令に定める基準のほか、必要な防災要員を配備するとともに防災資機材を整備する。
- (3) 特定事業者は、石災法第18条の規定に基づく自衛防災組織が行うべき業務に関する防災規程を定めたとき、又は変更したときは、市長に届出る。

2 共同防災組織

- (1) 特定事業者が共同して特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるため設置した共同防災組織は、構成する事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、石災法第19条及び共同防災規程の定めるところにより、自衛防災組織と緊密な連携のもとに一体となって災害応急対策が的確に実施できるよう体制を整備する。

また、南海トラフ地震等の地震時において特別防災区域内で災害が同時発生することも想定し、その対応等について研究を進めるとともに、体制の強化に努めるものとする。
- (2) 共同防災組織を代表する者は、石災法第19条の規定に基づき共同防災規程を定めたとき、または変更したときは、市長に届出る。

3 広域共同防災組織

- (1) 特定事業者及び他地区の特定事業者が共同で行う自衛防災組織の業務のうち、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放射システム」という。）を用いて行う防災活動を行わせるため設置した広域共同防災組織は、構成する事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、石災法第19条の2及び広域共同防災規程の定めるところにより、自衛防災組織及び共同防災組織と緊密な連携のもとに一体となって災害応急対策が的確に実施できるよう体制を整備する。

また、南海トラフ地震等の地震時において特別防災区域内で災害が同時発生することも想定し、その対応等について研究を進めるとともに、体制の強化に努めるものとする。
- (2) 広域共同防災組織を代表する者は、石災法第19条の2の規定に基づき広域共同防災規程を定めたとき、または変更したときは、本部長及び市長に報告するものとする。

4 特別防災区域協議会等

(1) 特別防災区域協議会

特定事業者は、当該特別防災区域に係る災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成、技術の共同研究、教育の共同実施及び共同防災訓練の実施、その他防災対策を総合的に推進するため、石災法第22条の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「特別防災協議会」という。）を設けるとともに、防災関係機関と特定事業者及びその他の事業者との連携強化に寄与するため、協議会等の適切な運営を図るものとする。

(2) 防災に係る協議会等の設置状況

ア 四日市コンビナート地域防災協議会（昭和51年12月15日設立）

四日市コンビナート地域事業所における災害防止と災害防止に関する協議、研究及び災害発生時における防災活動を推進するための組織であり、石災法第22条の規定に基づく特別防災区域協議会の役割を担っている。

イ 四日市港湾災害対策協議会（昭和43年7月16日設立）

四日市港及びその周辺に大災害が発生した場合の防災活動を推進するための組織である。

ウ 伊勢湾排出油等防除協議会（昭和48年11月15日設立）

伊勢湾及びその周辺海域に災害が発生した場合の防除活動を推進するための組織である。

エ 三重県高圧ガス安全協会（昭和46年4月1日設立）

高圧ガスによる災害を未然に防止するため、県内の高圧ガスの製造、販売、消費及び運搬に係る事業者で構成される組織である。

オ 中京地区広域共同防災協議会（平成19年6月19日設立）

愛知県及び三重県内の特定事業者のうち、大容量泡放射システムを用いて防災活動を行う必要がある特定事業者で構成する組織であり、石災法第19条の2の規定に基づく広域共同防災組織の役割を担っている。

5 相互応援体制の確立

(1) 特定事業者は、特定事業所が所在する特別防災区域内の他の特定事業所等で、又は自らの事業所で異常な現象が発生したときに、特定事業所の自衛防災組織を派遣し又は応援を求めることについて、あらかじめ特定事業者間で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(2) 特別防災区域協議会は、近隣の特別防災区域協議会等に、又は自らの特別防災区域において南海トラフ地震等により甚大な災害が発生したときに自衛防災組織等を派遣し、又は応援を求めることについて、あらかじめ特別防災区域協議会間で協議することとする。

とりわけ、環伊勢湾広域応援体制等の相互応援体制を推進するため、関係特別防災区域協議会間において防災に係る情報交換会等を開催するなどの対策に努めるものとする。

(3) 特定事業者は、南海トラフ地震等広域災害に対応するため、同業種間での応援体制の整備を推進するものとする。

(4) 相互応援体制が整備されたときは、防災規程に明示するものとする。

第 3 章 災 害 想 定

第3章 災害想定

第1節 概要

特別防災区域に係る災害対策を有効かつ適切に実施するためには、その前提として、個々の特別防災区域における危険物施設等の種類・規模、位置等の実態や周囲の状況等を踏まえ、当該特別防災区域で発生する可能性のある災害について適切な想定を行う必要がある。

想定される災害は、人為的要因等による事故災害と地震等による自然災害に起因する二次災害とに大別される。四日市臨海地区における、平常時及び地震時に発生する可能性のある災害事象について想定を行った。

なお、災害想定は、客観的かつ現実的なものとなるよう科学的手法に基づき実施する必要があるため、消防庁から示されている「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月改訂）」に基づき、平成25年度に三重県が実施した「三重県石油コンビナート防災アセスメント調査結果」を参考とした。

第2節 対象施設と災害想定の手法

1 対象施設

表3-1に示す相対的に規模の大きな施設及びコンビナート区域外に近接する施設を対象とした。

表3-1 対象施設一覧

分類	対象施設(注1)
危険物タンク	<ul style="list-style-type: none"> 容量が5,000kl以上のタンク(注2) コンビナート区域外の一般施設から100m以内のタンク
高圧ガス貯槽 (可燃性)	<ul style="list-style-type: none"> KW値(注3)が10^6以上のタンク コンビナート区域外の一般施設から100m以内のタンク 小容量のボンベ等は対象外
高圧ガス貯槽 (毒性)	<ul style="list-style-type: none"> コンビナート区域内の全てのタンク 小容量のボンベ等は対象外
毒劇物液体タンク	<ul style="list-style-type: none"> コンビナート区域内の全てのタンク 小容量のボンベ等は対象外
プラント (製造プラント及び 発電プラント)	<ul style="list-style-type: none"> KW値が10^6以上の石油精製、石油化学、一般化学等の生産設備、及び出力10万キロワット以上の発電設備 コンビナート区域外の一般施設から100m以内のプラント
パイプライン	<ul style="list-style-type: none"> コンビナート区域外に設置された危険物配管、高圧ガス導管

注1) 災害時における周辺への影響度やコンビナート区域外の一般施設への影響を考慮して条件を設定した。いずれかの条件を満たす施設を対象とした。

注2) 参考として、危険度の評価では5,000kl未満のタンクも対象とした。

注3) 高圧ガス保安法コンビナート等保安規則第5条に示されている可燃性ガス施設の保安距離の算定に用いる数値。KとWの積。

K: ガスの種類及び常用の温度区分に応じて決められる数値

W: 貯蔵設備では貯蔵能力に関する数値、処理施設の場合には設備内にあるガスの質量の数値

2 想定地震

「平成24年度南海トラフの巨大地震等を想定した三重県地震被害想定調査」において、県内の特別防災区域に大きな影響を与えると考えられる以下の地震とした。

(1) 南海トラフ地震

- ① 過去最大クラスの南海トラフ地震 (以下「L1地震」と記す。)
- ② 理論上最大クラスの南海トラフ地震 (以下「L2地震」と記す。)

(2) 内陸活断層

- ③ 養老・桑名・四日市断層帯 (以下「活断層型地震」と記す。)

表 3 - 2 各地区の最大計測震度

地区	地震動		
	L 1 地震	L 2 地震	活断層型地震
四日市第一地区	6.05	6.75	6.72
四日市第二地区	5.87	6.56	6.51
四日市第三地区	6.01	6.79	6.87

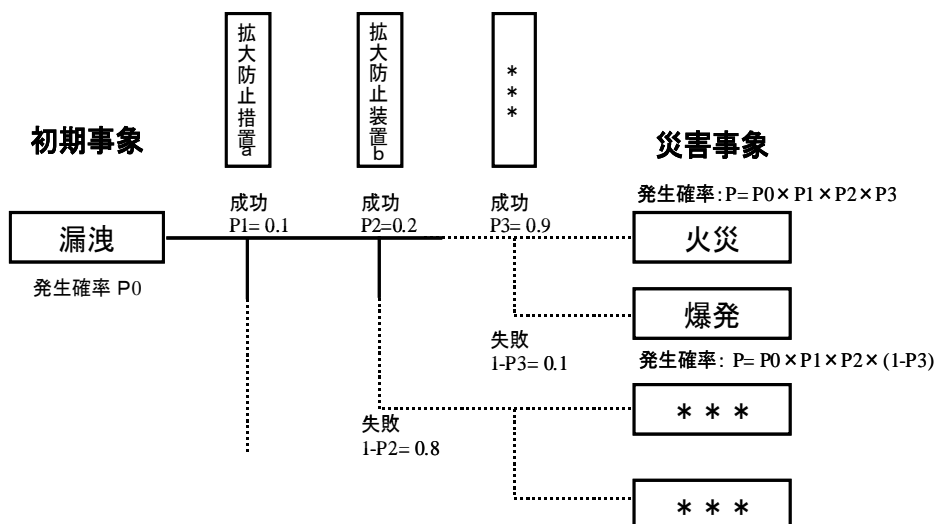
3 評価方法

(1) 災害事象及び発生危険度

表 3 - 3 に示す平常時及び地震時に災害に進展する可能性のある事象を設定するとともに、事故の拡大防止を図る措置や装置の効果等を加味して災害拡大シナリオを作成し、また、初期事象や拡大防止装置等に確率を与えてイベントツリー解析を行うことにより、最終的に進展する可能性のある災害事象及びその発生危険度（発生確率）を計算した。

表 3 - 3 初期事象一覧

分類		平常時	平常時	地震時
危険物タンク	固定屋根式	配管の小破による漏洩	●	●
		タンク本体の小破による漏洩	●	●
	浮き屋根式	配管の大破による漏洩	●	●
		タンク本体の大破による漏洩	●	●
	浮き屋根式	浮き屋根シール部の損傷・漏洩	●	—
	固定屋根式	タンク屋根板の損傷	●	—
高圧ガス貯槽 (可燃性、毒性)	配管の小破による漏洩	●	●	
	タンク本体の小破による漏洩	●	●	
	配管の大破による漏洩	●	●	
	タンク本体の大破による漏洩	●	●	
毒劇物液体タンク	危険物タンクに同じ(確率は旧法旧基準に同じ)	●	●	
プラント (製造プラント、発電プラント)	装置の小破による漏洩	●	●	
	装置の大破による漏洩	●	●	
パイプライン	配管の小破による漏洩	●	●	



(2) 想定災害の抽出及び影響度

(1) で得られた最終的に進展する可能性のある災害事象のうち、表 3-4 に示す一定安全水準以上の発生危険度を有する災害事象（想定災害）を第 1 段階及び第 2 段階の 2 ランクに区分して抽出し、その影響度を評価した。

表 3-4 対策の検討対象とする災害事象の抽出基準（安全水準）

区分	安全水準	安全水準の意味
平常時	$10^{-6}/\text{年}$	同種の施設 100 万基に対して、対象とする災害が 1 年間に 1 回発生する確率
地震時	$10^{-4}/\text{地震}$	想定地震が発生した場合に、同種の施設 1 万基に対して、対象とする災害が 1 回発生する確率

【平常時】

第 1 段階：概ね $10^{-5}/\text{年}$ 程度以上発生すると算定された災害

第 2 段階：概ね $10^{-6}/\text{年}$ 程度以上発生すると算定された災害

【地震時】

第 1 段階：概ね $10^{-3}/\text{地震}$ 程度以上発生すると算定された災害

第 2 段階：概ね $10^{-4}/\text{地震}$ 程度以上発生すると算定された災害

第3節 平常時の事故を対象とした評価

表3-3に示す初期事象に対して、過去の事故発生状況に関する統計値を基に発生確率を設定し、事故の拡大防止を図る措置や装置の効果等を加味して、災害事象の発生危険度を計算した。

災害事象及びその発生危険度を表3-5に、災害事象の影響度を表3-9に、災害の様相を表3-10に示す。

危険物タンクの少量流出火災や高圧ガス貯槽の可燃性ガス少量流出爆発・火災等の発生頻度が比較的高く、対策を優先すべき第1段階の災害として想定される。

四日市臨海地区における上記災害のそれぞれの年間発生件数は、 2.0×10^{-3} 件（0.002 件 500年に1件程度の発生）及び 3.5×10^{-3} 件（0.0035 件 同 290年）と見込まれる。その他の災害についても、年間の発生件数は非常に小さく、その発生間隔は数千年から数万年に1件程度と見込まれる。

表3-5 主な災害事象の災害発生危険度（平常時）

四日市臨海地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)		発生件数 [件/年]	おおよその 発生間隔
危険物タンク	第1段階	少量流出火災	2.0×10^{-3}	500年
		中量流出火災	5.2×10^{-4}	1,900年
		仕切堤内流出火災	2.4×10^{-5}	42,000年
		タンク小火災	1.1×10^{-5}	91,000年
		リム火災	3.8×10^{-4}	2,600年
		リング火災	4.2×10^{-5}	24,000年
	第2段階	防油堤内流出火災	6.5×10^{-6}	150,000年
	タンク全面火災	1.7×10^{-6}	590,000年	
高圧ガス貯槽 (可燃性ガス)	第1段階	少量流出爆発・火災	3.5×10^{-3}	290年
		大量流出爆発・火災	3.5×10^{-5}	29,000年
		長時間流出爆発・火災	1.8×10^{-4}	5,600年
	第2段階	中量流出爆発・火災	3.5×10^{-6}	290,000年
高圧ガス貯槽 (毒性ガス)	第1段階	少量流出毒性拡散	7.8×10^{-5}	13,000年
		大量流出毒性拡散	7.8×10^{-5}	13,000年
毒物・劇物液体タンク	第1段階	少量流出毒性拡散	2.6×10^{-5}	38,000年
		大量流出毒性拡散	5.2×10^{-5}	19,000年
		長時間流出毒性拡散	2.6×10^{-5}	38,000年
プラント (可燃性)	第1段階	少量流出爆発・火災	1.3×10^{-3}	770年
		全量流出爆発・火災	2.7×10^{-5}	37,000年
	第2段階	長時間流出爆発・火災	1.4×10^{-6}	710,000年
プラント (毒性)	第1段階	少量流出毒性拡散	3.0×10^{-5}	33,000年

第4節 地震動（短周期）による災害の評価

第2節2で想定した3つの地震を対象に、「平成24年度南海トラフの巨大地震等を想定した三重県地震被害想定調査」の地震動・液状化の予測結果及び既存の地震被災事例を参考にして初期事象の発生確率を設定し、災害事象の発生危険度を計算した。

L1地震に係る災害事象の発生危険度を表3-6に、L2地震に係る災害事象の発生危険度を表3-7に、活断層型地震に係る災害事象の発生危険度を表3-8に、災害事象の影響度を表3-9に、災害の様相を表3-10に示す。

1 L1地震

四日市臨海地区

震度は最大で6強になると予想され、高圧ガス貯槽からの少量流出爆発・火災や毒性ガスの少量流出毒性拡散、毒劇物液体タンクからの少量流出毒性拡散（流出した液体の蒸発による毒性ガスの拡散。以下同じ。）、製造プラントからの毒性ガスの少量流出拡散が、それぞれ、0.12～0.35件（L1地震が3～8回発生した場合に1件発生することに相当。）と高く見込まれる。

2 L2地震

四日市臨海地区

震度は最大で7になると予想され、高圧ガス貯槽からの可燃性ガス流出爆発・火災、毒性ガス流出拡散、毒劇物液体タンクからの流出拡散、製造プラントからの可燃性ガス流出爆発や毒性ガス流出拡散が、いずれも流出量は少量であるが、それぞれ1.0～3.5件とL1地震発生時に比べ10倍程度高く見込まれる。

上記の他、例えば、危険物タンクからの少量流出火災が0.76件（L2地震が1～2回発生した場合に1件発生）と高く見込まれる。

3 活断層型地震

四日市臨海地区

予測された地震動の大きさは、L2地震とほぼ同じであるため、想定災害及び発生件数もほぼ同様となっている。

表 3-6 主な災害事象の災害発生危険度（L1地震）

四日市臨海地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)		発生件数 [件/地震]	発生に至る 地震回数 [地震/件]
危険物タンク	第1段階	小量流出火災	7.6×10^{-2}	13回
		中量流出火災	2.1×10^{-2}	48回
		仕切堤内流出火災	7.7×10^{-3}	130回
		防油堤内流出火災	3.1×10^{-3}	320回
	第2段階	防油堤外流出火災	2.6×10^{-4}	3,800回
高圧ガス貯槽 (可燃性ガス)	第1段階	小量流出爆発・火災	3.0×10^{-1}	3回
		中量流出爆発・火災	2.8×10^{-3}	360回
		大量流出爆発・火災	3.0×10^{-2}	33回
	第2段階	長時間流出爆発・火災	4.8×10^{-4}	2,100回
		全量流出爆発・火災	3.1×10^{-4}	3,200回
高圧ガス貯槽 (毒性ガス)	第1段階	小量流出毒性拡散	3.5×10^{-1}	3回
		中量流出毒性拡散	3.2×10^{-3}	310回
		大量流出毒性拡散	7.1×10^{-2}	14回
	第2段階	長時間流出毒性拡散	3.8×10^{-4}	2,600回
		全量流出毒性拡散	7.2×10^{-4}	1,400回
毒物・劇物液体タンク	第1段階	小量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
		中量流出毒性拡散	1.2×10^{-3}	830回
		大量流出毒性拡散	3.3×10^{-2}	30回
		長時間流出毒性拡散	3.6×10^{-2}	28回
	第2段階	全量流出毒性拡散	3.3×10^{-4}	3,000回
プラント (可燃性)	第1段階	小量流出爆発・火災	9.7×10^{-2}	10回
		全量流出爆発・火災	2.2×10^{-2}	45回
	長時間流出爆発・火災	1.1×10^{-3}	910回	
第2段階	大量流出爆発・火災	1.1×10^{-4}	9,100回	
プラント (毒性)	第1段階	小量流出毒性拡散	1.2×10^{-1}	8回
		中量流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
		大量流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
		長時間流出毒性拡散	1.4×10^{-3}	710回
	第2段階	全量流出毒性拡散	1.4×10^{-4}	7,100回

0.1件/地震以上
1件/地震以上

表 3-7 主な災害事象の災害発生危険度（L2地震）

四日市臨海地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)		発生件数 [件/地震]	発生に至る 地震回数 [地震/件]
危険物タンク	第1段階	小量流出火災	7.6×10^{-1}	1回
		中量流出火災	2.8×10^{-1}	4回
		仕切堤内流出火災	8.3×10^{-2}	12回
		防油堤内流出火災	4.5×10^{-2}	22回
		防油堤外流出火災	4.0×10^{-3}	250回
高压ガス貯槽 (可燃性ガス)	第1段階	小量流出爆発・火災	3.1	
		中量流出爆発・火災	2.9×10^{-2}	34回
		大量流出爆発・火災	3.1×10^{-1}	3回
		長時間流出爆発・火災	9.2×10^{-3}	110回
		全量流出爆発・火災	3.2×10^{-3}	310回
高压ガス貯槽 (毒性ガス)	第1段階	小量流出毒性拡散	3.5	
		中量流出毒性拡散	3.2×10^{-2}	31回
		大量流出毒性拡散	7.0×10^{-1}	1回
		長時間流出毒性拡散	4.2×10^{-3}	240回
		全量流出毒性拡散	7.1×10^{-3}	140回
毒物・劇物液体タンク	第1段階	小量流出毒性拡散	1.2	
		中量流出毒性拡散	1.1×10^{-2}	91回
		大量流出毒性拡散	3.0×10^{-1}	3回
		長時間流出毒性拡散	3.3×10^{-1}	3回
		全量流出毒性拡散	3.0×10^{-3}	330回
プラント (可燃性)	第1段階	小量流出爆発・火災	1.0	
		全量流出爆発・火災	2.3×10^{-1}	4回
		長時間流出爆発・火災	1.2×10^{-2}	83回
		大量流出爆発・火災	1.2×10^{-3}	830回
プラント (毒性)	第1段階	小量流出毒性拡散	1.2	
		中量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
		大量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
		長時間流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
		全量流出毒性拡散	1.3×10^{-3}	770回

	0.1件/地震以上
	1件/地震以上

表 3-8 主な災害事象の災害発生危険度（活断層型地震）

四日市臨海地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)		発生件数 [件/地震]	発生に至る 地震回数 [地震/件]
危険物タンク	第1段階	小量流出火災	7.1×10^{-1}	1回
		中量流出火災	2.7×10^{-1}	4回
		仕切堤内流出火災	7.7×10^{-2}	13回
		防油堤内流出火災	4.2×10^{-2}	24回
		防油堤外流出火災	3.7×10^{-3}	270回
高圧ガス貯槽 (可燃性ガス)	第1段階	小量流出爆発・火災	3.1	
		中量流出爆発・火災	2.9×10^{-2}	34回
		大量流出爆発・火災	3.1×10^{-1}	3回
		長時間流出爆発・火災	9.7×10^{-3}	100回
		全量流出爆発・火災	3.2×10^{-3}	310回
高圧ガス貯槽 (毒性ガス)	第1段階	小量流出毒性拡散	3.4	
		中量流出毒性拡散	3.1×10^{-2}	32回
		大量流出毒性拡散	6.9×10^{-1}	1回
		長時間流出毒性拡散	4.2×10^{-3}	240回
		全量流出毒性拡散	7.0×10^{-3}	140回
毒物・劇物液体タンク	第1段階	小量流出毒性拡散	1.1	
		中量流出毒性拡散	1.0×10^{-2}	100回
		大量流出毒性拡散	2.8×10^{-1}	4回
		長時間流出毒性拡散	3.1×10^{-1}	3回
		全量流出毒性拡散	2.9×10^{-3}	350回
プラント (可燃性)	第1段階	小量流出爆発・火災	1.0	
		全量流出爆発・火災	2.3×10^{-1}	4回
		長時間流出爆発・火災	1.1×10^{-2}	91回
		大量流出爆発・火災	1.1×10^{-3}	910回
プラント (毒性)	第1段階	小量流出毒性拡散	1.1	
		中量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
		大量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
		長時間流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
		全量流出毒性拡散	1.3×10^{-3}	770回

0.1件/地震以上
1件/地震以上

表 3 - 9 災害事象の影響度

評価対象施設	短周期 地震動			平常時	災害事象	影響度(影響範囲)		
	L1	L2	活断層			四日市第一	四日市第二	四日市第三
危険物タンク	-	-	-	■	タンク小火災			
	-	-	-	■	リム火災			
	-	-	-	■	リング火災			
	-	-	-		タンク全面火災			
	■	■	■	■	少量流出火災			
	■	■	■	■	中量流出火災			
	■	■	■		仕切堤内流出火災	●	●	
	■	■	■		防油堤内流出火災	●	●	
	■	■		防油堤外流出火災	●	●	●	
高圧ガスタンク (可燃性ガス)	■	■	■	■	少量流出爆発・火災			
		■	■		中量流出爆発・火災	●		
	■	■	■		大量流出爆発・火災	●		
					全量流出爆発・火災	●		
		■			長時間流出爆発・火災	●		
高圧ガスタンク (毒性ガス)	■	■	■	■	少量流出拡散	●	●	
		■	■		中量流出拡散	●	●	●
	■	■	■	■	大量流出拡散	●	●	●
		■	■		全量流出拡散	●	●	●
	■	■	■		長時間流出拡散	●	●	●
毒劇物液体タンク	■	■	■	■	少量流出拡散		対象施設 なし	対象施設 なし
	■	■	■		中量流出拡散			
	■	■	■	■	大量流出拡散			
	■	■	■		全量流出拡散	●		
	■	■	■	■	長時間流出拡散			
プラント (可燃性)	■	■	■	■	少量流出爆発・火災			
					中量流出爆発・火災	●	●	●
					大量流出爆発・火災	●	●	●
	■	■	■		全量流出爆発・火災	●	●	●
		■	■		長時間流出爆発・火災	●	●	●
プラント (毒性)	■	■	■	■	少量流出拡散	●		
	■	■	■		中量流出拡散	●	●	●
	■	■	■	■	大量流出拡散	●	●	●
			■		全量流出拡散	●	●	●
	■	■	■		長時間流出拡散	●	●	●
パイプライン	■	■	■	■	少量流出火災	●	●	●
	■	■	■	■	中量流出火災	●	●	●
	■	■	■		大量流出火災	●	●	●

■：それぞれの場合に、安全水準を超える頻度で右の災害事象が発生する。

●：コンビナート地区外に影響を及ぼす可能性があることを示す。

表3-10 石油コンビナート災害の様相

危険物タンク

災害事象	災害の様相
タンク小火災	タンク屋根の破損等により火災が発生し、消火設備により短時間で消火され大規模な火災には至らない。(固定屋根式タンク)
リム火災	浮き屋根シール部から漏洩し着火、消火設備により消火され、リング火災には至らない。(浮き屋根式タンク)
リング火災	浮き屋根シール部から漏洩、泡消火設備による消火に失敗し、シール部全体でリング状に炎上する。(浮き屋根式タンク)
タンク全面火災	火災がタンクのほぼ全面に拡大する。
小量流出火災	配管から漏洩し、緊急遮断設備により短時間で漏洩停止後に着火し、タンク周辺で火災となる。
中量流出火災	配管や本体から流出、緊急遮断設備が作動せず(または設置されておらず)、バルブ手動閉止により漏洩停止後、着火し、タンク周辺で火災となる。
仕切堤内流出火災	配管や本体からの流出を停止することができず、緊急移送により仕切堤内で止まり、着火、仕切堤内で火災となる。
防油堤内流出火災	仕切堤外に流出し防油堤で止まり、着火、防油堤内で火災となる。(仕切堤が無い場合含む)
防油堤外流出火災	防油堤外にまで流出して、広範囲で火災となる。

高圧ガスタンク及びプラント(可燃性物質)

災害事象	災害の様相
小量流出爆発・火災	配管や装置の小破により漏洩、緊急遮断/緊急停止により短時間で漏洩停止後、着火し、爆発又は火災が発生する。
中量流出爆発・火災	緊急遮断に失敗、手動閉止により漏洩停止後着火、爆発又は火災が発生する。
大量流出爆発・火災	配管、装置の大破により流出、緊急遮断停止に失敗し大量流出、着火し、爆発又は火災が発生する。
長時間流出爆発・火災	バルブ閉止の失敗、タンク本体や装置の小破により長時間にわたって流出が継続、着火し、爆発又は火災となる
全量流出爆発・火災	配管、タンク本体、装置の大破により全量が流出、着火し、爆発又は火災となる。

高圧ガスタンク及びプラント(毒性ガス)、毒劇物液体タンク

災害事象	災害の様相
小量流出毒性拡散	配管や装置の小破により漏洩、緊急遮断、緊急停止により短時間で停止する。
中量流出毒性拡散	配管の小破により漏洩、緊急遮断に失敗、バルブ手動閉止により漏洩が暫く継続してから停止する。
大量流出毒性拡散	配管、装置の大破により大量に流出、緊急遮断により停止する。
長時間流出毒性拡散	配管、装置又はタンク本体の小破により漏洩、停止できず長時間にわたって漏洩が継続する。
全量流出毒性拡散	配管、装置の大破により大量に流出、緊急遮断に失敗、短時間に全量が流出する。

パイプライン

災害事象	災害の様相
小量漏洩火災	埋設導配管のどこかで漏洩が発生し、緊急遮断設備により送出側又は受入側が遮断される。管内の残留液やガスが地上に流出、火災又は爆発が発生する。
中量漏洩火災	緊急遮断設備が正常に機能せず、手動により送出側又は受入側が遮断され、管内の残留液やガスが地上に流出、火災又は爆発が発生する。
大量漏洩火災	送出を停止することができず、大量に漏洩し、火災又は爆発が発生する。

第5節 津波による災害の評価

津波については、その波力による危険物タンクの移動（浮き上がり及び滑動）が懸念されるため、タンク本体に滑動等が発生するおそれを消防庁の被害予測ツールを使用して評価した。

（1）L1地震に伴う津波

四日市臨海地区

90基のタンクが浸水し、10基が移動する可能性があるが、これら10基はいずれも平時の貯蔵率が0%のタンクである。

（2）L2地震に伴う津波

四日市臨海地区

150基のタンクが浸水し、15基が移動する可能性があるが、これら15基はいずれも平時の貯蔵率が0%のタンクである。

表3-11 主な災害事象の影響度の評価結果一覧

		タンク容量	浸水するタンク数	浸水時におけるタンク底板から水面までの深さ (m)	滑動等が発生する可能性があるタンク数
四日市 臨海地区	L1地震	500～5,000k1	63	0.02～2.96	10
		5,000k1以上	27	0.03～0.69	0
	L2地震	500～5,000k1	106	0.01～3.44	15
		5,000k1以上	44	0.04～1.15	0

第6節 大規模災害の評価

石油コンビナートにおいては、発生危険度が低くても、事業所外へ大規模な影響が及ぶ災害が発生する可能性がある。このため、消防庁の「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月改訂）」で指摘のある災害シナリオ等を対象として、過去の関連事例を調査し整理した。

表3-12 過去の関連事例

災害シナリオ	西暦、場所	事例の概要
危険物タンクの防油堤から海上への流出事例	1974年 瀬戸内海	瀬戸内海に面した製油所で、ドームルーフタンクの溶接部に割れが発生し、タンクの直立階段の転倒で防油堤が破壊し、流出した重油が排水溝を経て瀬戸内海へ拡散した。海上でのオイルフェンスの展張作業も難航し、重油の流出量は42,888k1にも及んだ。
	1978年 宮城県沖	宮城県沖地震で、3基の重油タンク（20,000～30,000k1）の側板と底板の接合部付近が破断し、陸上での拡大は流出油等防止堤で防止できたが、一方では排水溝を通してガードベースン（容量6,000k1）に流出した。直ちに港湾に通ずる排水口の緊急遮断ゲートの閉鎖を行ったが、ヘドロが堆積していたため完全に閉鎖できず、土のうやダンプによる土砂の搬入等により封鎖を完了するまでに数千k1が海上に流出した。
危険物タンクの防油堤火災からの延焼拡大	1923年 神奈川県	関東大震災では、横須賀軍港箱崎山の山腹造成地にあった総貯蔵量約10万tの重油タンク群が壊滅的な打撃を受けた、と報告されている。このうち、容量6,000tの満液タンクでは屋根板を突き破って、油が間欠的に溢流したといわれ、その際、発火・炎上・爆発に至った、との報告がある。
危険物タンクの地震・津波からの延焼拡大	1964年 新潟県	新潟地震によって、石油精製所内の5基の原油タンクでスロッシングが原因で火災が発生し、原油タンクならびにタンクヤードは一面の炎に包まれた。 一方、1000k1タンクの配管が側板から折損して、ガソリンが約2mの高さまで噴出し、防油堤破損個所から流出した。その他、満液に近いタンクでは屋根の破損個所から油が流出した。液状化のため噴出した水に加え、津波による50cm程度の浸水があり、タンク本体及び配管からの流出油は浮遊し拡散した。
	2011年 宮城県	東日本大震災では、JX日鉱日石仙台製油所において、津波後に火災が発生し、屋外タンク貯蔵所等が焼損した。その他にも、複数の特定事業所の屋外タンク貯蔵所付属配管等が破損し、石油が流出する事故が発生した。
高圧ガス貯槽（可燃性ガスタンク）の災害	1984年 メキシコ	メキシコ国サン・ファン・イスアテベク地区のLPガス供給基地で、漏洩ガスに引火、爆発が発生した。 この災害は、7回の爆発を繰り返し、球型タンク2基、横置型タンク49基及び出荷用トラック上の容器類が炎上した。この事故による死者は、周辺住民を含めて324名、負傷者は2,000名以上となった。
	2011年 千葉県	東日本大震災における千葉県でのLPGタンク爆発火災は、満水のタンクの倒壊に端を発し、これによりLPG配管が破損して火災となり、BLEVEにより次々と隣接タンクが爆発して大規模火災に至ったものである。

第 4 章 災 害 予 防 計 画

第4章 災害予防計画

第1節 事故災害予防計画

特定事業者及び防災関係機関は、特別防災区域における事故による災害を予防するため、保安管理体制の整備並びに適切な設備管理及び運転管理等、危険物施設等の安全性を確保するための必要な措置を講じるものとする。

1 特定事業者

特定事業者は、第3章において想定された災害の発生を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 防災体制

法令に定められた規程類の整備及び保安管理体制を整備するとともに、事業所における取扱物質の種類、取扱量及び製造工程等事業所の態様に応じ、災害が発生した場合における事業所の防災体制の構築及び規程基準類を整備する。

(2) 設備管理

法令に定められた技術基準を遵守するとともに、定期的な設備の点検及び適切な維持管理を行うことにより、施設の健全性を維持する。事業所外に敷設されたパイプラインについては、腐食を防止するための施設の維持管理及び敷設状況に応じた点検等を実施する。

また、施設の設置又は変更を行う場合は、施設の設置又は変更に係る危険性の評価を実施し、その評価結果に基づき必要に応じ施設の構造等の変更について検討する。

なお、施設の設置又は変更にあたっては、適切な設備管理を実施するために蓄積された知見及び過去のトラブル事例等を考慮するものとする。

(3) 運転管理

法令に定められた技術上の基準を遵守するとともに、施設の運転管理のための手順書等に基づき、施設の安全な運転状態を維持する。

また、運転条件を変更する場合、施設の変更を行う場合及び取り扱う物質等に関する新たな知見等が得られた場合等における危険性の評価、並びに施設が正常な運転状態から逸脱した場合を想定した危険性の評価を実施し、その評価結果に基づき運転管理のための手順書等を整備するとともに、必要に応じ施設の変更等について検討する。

なお、運転管理のための手順書の整備にあたっては、適切な運転管理を実施するために蓄積された知見及び過去のトラブル事例等を考慮するものとする。

(4) 非定常作業時等

施設の維持管理のための工事、施設の変更のための工事及び施設内部の清掃作業並びに施設の運転開始作業及び運転停止作業等の非定常作業を行う場合は、当該作業の対象となる施設の態様及び取扱物質の性状並びに実施する作業内容を勘案した当該作業の危険性の評価を実施するとともに、その結果に基づき作業手順書等を整備する。

なお、非定常作業に係る作業手順書等の整備にあたっては、安全な作業を実施するために蓄積された知見及び過去のトラブル事例等を考慮するものとする。

また、当該作業を実施する際は、あらかじめ作業に従事する従業員及び協力会社従業員に対し作業手順書等の教育等を行う。

(5) 毒性物質

毒性物質の貯蔵量及び取扱量については必要最小限とし、その性状に応じた除害施設の設置及び施設に異常が生じた場合の緊急移送先等を確保する。

また、毒性物質を取り扱う施設については、毒性物質が漏洩した場合を想定し、当該施設をブロック化する等の措置を講じる。

(6) 防災施設等

特定防災施設等、防災資機材、ガス漏洩検知警報設備、緊急遮断施設及び毒性物質の除害施設並びに水、電気及び不活性ガス等製造施設の運転制御や防災活動のために必要な資源を供給するための施設等（防災施設等）については、災害発生時においても正常に機能することができるよう、日常の維持管理を適切に行う。

また、災害発生時に防災施設等に損傷等が生じた場合に備えて、応急措置又は代替措置により被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、機能回復のための計画を策定する。

(7) 事務所等

防災活動の指揮命令を行うための事務所等及び製造施設の運転制御を行うための計器室等（事務所等）については、事業所における取扱物質の種類、取扱量及び製造工程等事業所の態様に応じ、災害発生時において事務所等が適切に機能することができるよう必要な措置を講じる。

また、災害発生時において事務所等が損傷又はその機能の低下が生ずることを想定し、その機能回復及び代替措置について検討を行う。

(8) 複数災害の同時発生への対応

事業所内で複数の災害が同時発生した場合を想定し、あらかじめ取扱物質の毒性、危険性、取扱量及び製造工程等による重要度分類を行い、緊急度の高い災害から効率的な防御活動ができるようシミュレーションや防災訓練等を実施する。

(9) 緊急措置に係る規程類の整備

災害が発生した場合における施設及び防災資機材等の点検、運転停止等の緊急措置並びに保安要員の確保等緊急時の予防措置に係る規程類を整備し、従業員等に周知する。

(10) 避難場所等の確保及び周知徹底

あらかじめ災害が発生した場合の熱影響等の範囲を把握するとともに、災害が発生した場合における従業員及び協力会社社員等の避難経路、避難場所及び避難方法を定め、周知する。

(11) 輸送車両

車両による高圧ガス、石油類等の入出荷作業については、作業前、作業中及び作業後の施設の点検を徹底する。

(12) 船舶

船舶による荷役作業については、荷役作業前、荷役作業中及び荷役作業後の施設の点検を徹底するとともに、荷役作業に係る船舶と陸上施設との連絡体制を構築する。

また、船舶の規模及び輸送物質等に応じ、オイルフェンスの展張及び警戒船の配置を行うとともに、荷役作業に伴う災害の発生に備え応援を求める防災船等を把握する。

なお、シーバースにおける荷役作業については、別に定めるシーバース協定に基づき、安全確認及び監視警戒体制の強化等を行う。

(13) 事故事例等の活用

事故及びトラブルについては直接的な原因だけでなく、それに至る背景的な要因についても解析等を実施し、再発防止のための必要な措置を講じるとともに、講じた措置については継続的に検証を実施する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれが所管する法令に基づき、特定事業者に対する指導、監督を行うとともに、合同立入検査を実施する等互いに連携を保ちながら、特定事業者の自主保安対策への取り組み等に対して適切な助言を行い災害予防の徹底を図る。

(1) 中部近畿産業保安監督部

- ア 石油コンビナートの保安に係る指導
- イ 高圧ガスの製造、貯蔵、その他取り扱いに関する指導、保安教育の実施に係る指導
- ウ 電気工作物の検査及び指導
- エ 特定事業所に対する立入検査
- オ 自主基準の作成及び自主検査実施の指導、災害安全運動の実施及び防災思想の普及、その他自主的な防災活動体制の確立に係る指導

(2) 三重労働局

- ア 臨検監督及び安全衛生指導
- イ 化学設備のセーフティーアセスメントの徹底指導
- ウ ボイラー、第一種圧力容器等の届出に基づく検査
- エ 安全衛生に関する管理体制、各種規程等の整備指導
- オ 化学設備等の自主検査と事後措置の適切な実施指導
- カ 安全衛生教育に関する指導、援助
- キ 化学物質による危険性又は有害性等の調査に関する指導

(3) 海上保安部

- ア 危険物積載船舶等に対する関係法令の遵守について指導監督
- イ 危険物荷役棧橋等に対する関係法令の遵守について指導監督

(4) 県

- ア 高圧ガス施設に対する保安検査及び立入検査
- イ 高圧ガス施設の新設又は変更に係る完成検査
- ウ 保安教育の実施及び保安基準の遵守に係る指導
- エ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
- オ 自主保安基準、危害予防、防災の各規程類の作成及びその実施の指導
- カ 消防機関が行う予防査察等についての助言又は指導
- キ 防災施設並びに防消火設備及び資機材の整備強化等の指導

(5) 市

- ア 特定事業所並びにこれらの危険物施設に対する立入検査
- イ 特定防災施設並びに危険物施設の新設又は変更に係る完成検査
- ウ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
- エ 毒物及び劇物関係施設に係る指導及び立入検査
- オ 防災施設並びに防消火設備及び資機材の整備強化等の指導
- カ 保安防災教育訓練の指導
- キ 予防規程、防災規程その他防災上必要な事項に係る指導

第2節 自然災害予防計画

特定事業者及び防災関係機関は、特別防災区域に係る南海トラフ地震等の地震及び津波その他の異常な自然現象による二次災害の予防のため、危険物施設等の自然災害に対する安全性の確保を図り、避難場所、避難路の整備等必要な措置を講じるものとする。

第1 地震・津波災害予防計画

1 特定事業者

特定事業者は、第3章において想定された災害の発生を防止するため、第1節に定めるものの他、次に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 製造施設

製造施設については、法令等で定められた耐震性能を維持するとともに、想定される災害の発生を防止するための施設の耐震性の評価及び施設の耐震性を向上させるための必要な対策、並びに地盤の液状化に伴う施設への影響の評価及び対策を講じる。

また、災害が発生した場合の影響範囲及びとるべき対応等について、検討を行う。

(2) 事務所等

防災活動に係る指揮命令を行うための事務所等及び製造施設の運転制御を行うための計器室等（事務所等）について必要な耐震性能を確保するとともに、津波による浸水及び地盤の液状化に伴う事務所等の損傷並びに機能の低下を防止するための必要な措置を講じる。

また、地震、津波又は地盤の液状化により事務所等が損傷若しくはその機能の低下が生ずることに備え、その代替措置について検討を行う。

(3) 防災施設等

特定防災施設等及び特定通路等の防災活動上重要な通路、緊急遮断施設、毒性物質の除害施設並びに水、電気及び不活性ガス等製造施設の運転制御や防災活動のために必要な資源を供給するための施設（防災施設等）について、地震、地震による地盤の液状化及び津波による浸水等による防災施設等の機能低下の可能性について検討し、地盤の液状化対策、設備の二重化及び設置場所の検討を行う。

また、防災施設等に損傷等が生じた場合に備えて、応急措置又は代替措置により被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、機能回復のための計画を策定する。

(4) 危険物タンク

危険物タンクについては、津波による浸水に伴う滑動の可能性について評価を行うとともに、滑動を生じさせない為のタンクの適正な液面管理、及び滑動が生じた場合における内容物の漏洩を防止するための緊急遮断弁の設置等、必要な措置を講じる。

(5) 浮き屋根式タンク等

浮き屋根式タンクは、法令で定める空間容積以上の容積を確保するよう液面管理を徹底するとともに、既設浮き屋根式タンク及び浮き蓋付きタンクはスロッシングによる浮き屋根等の損傷を防止するため、早期に法令で定める構造基準に適合させる。

また、浮き屋根式タンクの浮き屋根が沈降した場合の対応に必要な資器材について、その確保のための計画を策定する。

(6) 津波による漂流物対策

津波による事業所内の浸水範囲及び浸水高を把握するとともに、施設及び車両等の流出防止に係る措置を検討する。

また、必要に応じ場外からの漂流物による施設の損傷等を防止するための措置を検討する。

(7) 複数災害の同時発生への対応

地震発生時、事業所内で複数の災害が同時発生した場合を想定して、あらかじめ取扱物質の毒性、危険性、取扱量及び製造工程等による重要度分類を行い、緊急度の高い災害から効率的な防御活動ができるようシミュレーションや防災訓練等を実施する。

(8) 緊急措置に係る規程類の整備

地震発生時や津波警報等発表時における施設及び防災資機材等の点検、運転停止等の緊急措置、保安要員の確保、防潮扉の閉鎖並びに船舶の速やかな離棧等緊急時の予防措置に係る規程類を整備し、従業員等に周知する。

また、緊急停止に係る操作については可能な限り自動化する。

(9) 避難場所等の確保及び周知

津波による事業所内の浸水範囲及び浸水高並びに地震による事業所内の地盤の液状化の範囲を把握するとともに、従業員及び協力会社社員等の避難経路、避難場所及び避難方法を定め、周知する。

(10) 施設の復旧計画

地震、地震による地盤の液状化及び津波による浸水等による施設の損傷並びにその機能が低下することを想定し、必要に応じて特定事業者間で協議を行い、あらかじめ復旧する施設の順位等について検討を行うとともに、特に石油製品等の社会活動に必要なエネルギーを供給するための施設については、優先的にその機能を回復させるための措置について検討を行う。

2 防災関係機関

- (1) 中部近畿産業保安監督部、三重労働局、海上保安部、県、市及び消防本部は前節の予防対策に定めるもののほか、地震及び津波による災害予防のため、特定事業者を指導する。
- (2) 中部地方整備局は、地震及び津波による災害を防止するため港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する計画及び指導を行う。
- (3) 県及び四日市港管理組合は、海岸保全施設の整備を行い、津波等による災害を予防するとともに、耐震強化岸壁の整備を推進する。
- (4) 市は、陸海空の輸送ルートを確保するため、臨時ヘリポート、緊急物資の基地等災害応急対策の活動拠点の指定を行う。

第2 その他の自然災害に対する予防計画

1 特定事業者

特定事業者は、想定される自然災害の種類や特定事業所の立地状況等を考慮し、第1に準じて設備の健全性の確保や防災体制の強化に努める。

2 防災関係機関

防災関係機関は、事前に予測が可能な高潮、台風等の自然現象による災害の予防のため、特定事業者に対し、防災対策の確立、設備の健全性の確認等の確かな災害予防対策の実施を指導する。

第3節 大規模災害予防計画

発生する可能性は非常に低いものの発生した場合には大きな影響を及ぼすおそれがある災害（大規模災害）の発生の対応のため、特定事業者及び防災関係機関は第1節及び第2節に定めるものの他、以下の対策を講ずることに努める。

1 特定事業者

特定事業者は、取扱物質の種類、取扱量及び製造工程等事業所の態様に応じ、発生する可能性は非常に低いものの発生した場合には大きな影響を及ぼすおそれがある災害について、当該災害が発生した場合の影響範囲及び対応等について検討を行うとともに、その検討結果等について防災関係機関に提供する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、発生する可能性は非常に低いものの発生した場合には大きな影響を及ぼすおそれがある災害について、当該災害が発生した場合の対応等について検討を行う。

第4節 教育訓練及び防災訓練計画

特別防災区域に係る災害の未然防止に関し、必要な知識及び技術を習得するため、また、事故又は南海トラフ地震等による自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害緊急措置を実施するための教育訓練及び防災訓練を実施するものとする。

なお、これら訓練には南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応にかかるものについても考慮する。

第1 教育訓練

特定事業者は従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、教育訓練を実施する。

防災関係機関は、講習会等により特定事業所の従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対する教育訓練を実施する。

1 特定事業者

(1) 特定事業者は、単独又は共同して計画的に従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、次に掲げる項目等に係る教育訓練体系の整備及びその実施を行う。

- ア 従業員の経験年数等に応じた教育訓練
 - イ 施設の点検及び施設の安全な運転状態を維持する為の作業標準等に係る教育訓練
 - ウ 施設が正常な運転状態を逸脱した場合において行うべき運転操作等に関する教育訓練
 - エ 適切な設備管理及び運転管理を実施するために蓄積された知見並びに過去のトラブル事例等に係る教育訓練
 - オ 施設の維持管理のための工事、施設の変更のための工事及び施設内部の清掃作業並びに施設の運転開始作業及び運転停止作業等の非常作業を行う場合における作業手順書等の教育訓練
 - カ 防災資機材の取扱いに関する教育訓練
 - キ 地震及び津波による浸水、その他異常な自然現象が発生した場合にとるべき行動に関する教育訓練
- (2) 特定事業者は、従業員及び協力会社従業員等に対する教育訓練を実施した場合は、その結果等についての評価を実施し、教育訓練内容、設備管理及び運転管理並びに事業所の防災体制、防災施設等及び防災資機材の見直し等に反映する。
- (3) 特定事業者は、関係行政機関が行う教育訓練に参加し、知識及び技術の向上を図る。
- (4) 特定事業者は、本部長からこれらの教育訓練の実施状況について提示を求められた場合、速やかに報告する。

2 防災関係機関

防災関係機関が行う教育訓練は、次のとおりとする。

- (1) 中部近畿産業保安監督部
高圧ガス関係の保安教育
- (2) 三重労働局
安全衛生教育等推進要綱に基づく教育・研修
- (3) 県
高圧ガス関係の安全教育
- (4) 消防本部
 - ア 自衛防災組織及び共同防災組織の活動に関する教育
 - イ 危険物の安全教育

第2 防災訓練

特定事業者及び防災関係機関は、あらかじめ計画を立て、単独又は共同で災害応急対策訓練を行う。また、特定事業者及び防災関係機関は、相互の有機的な連携を図るため、合同で総合的な災害応急対策訓練を行う。

なお、これらの訓練について、事業所外へ影響が及んだ場合及び南海トラフ地震が発生した場合等における初動訓練及び応急対策訓練についても考慮する。

1 訓練の区分

(1) 単独訓練

特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づきその業務に関連した訓練種目を設定し、個別に実施する訓練

(2) 共同訓練

特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づき必要な訓練種目を設定し、共同で実施する訓練

(3) 総合訓練

特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づき必要な訓練種目を設定し、合同で年1回以上実施する総合的な訓練

2 訓練種目

(1) 平常時想定

- ア 緊急通信訓練
- イ 従業員の救助・救護訓練
- ウ 火災、爆発防御訓練
- エ タンカー等船舶火災防御訓練
- オ 流出油等処理訓練
- カ 毒性物質漏洩除害訓練
- キ 可燃性ガスの漏洩防御訓練
- ク 情報収集伝達訓練
- ケ 導管に係る応急対策訓練
- コ その他必要な訓練

(2) 地震時等想定（その他の異常な自然現象時を含む）

平常時想定 of 訓練種目に準じ、南海トラフ地震時等における災害の同時発生等の特殊な状況を考慮した訓練

- ア 非常参集訓練
- イ 危険物施設等の点検、整備訓練
- ウ 複数災害同時発生対応訓練
- エ 電気、水、計装用空気その他施設の運転及び制御に不可欠な資源の喪失を想定した訓練
- オ 津波警報等発表時における従業員の避難訓練及び施設の緊急停止訓練
- カ その他必要な訓練

3 報告

特定事業者は、本部長からこれらの訓練の実施状況報告を求められた場合は、速やかに報告する。

第5節 防災資機材等の整備強化計画

防災関係機関等は、特別防災区域に係る災害の予防及び災害応急対策に必要な防災資機材等の選定及び備蓄主体を検討し、その適正配備、整備強化に努めるものとする。

1 特定事業者

防災活動を行うための資機材については、法令に定められた資機材の配備を行うとともに、事業所における取扱物質の種類、取扱量及び製造工程等事業所の態様に応じ、必要な資機材の種類及び数量の検討を行い、配備を行う。

また、火災の発生及び毒性物質の漏洩並びに地震、地震による地盤の液状化及び津波による浸水等を考慮し、資機材を事業所内の適切な箇所に配置するとともに、資機材に損傷等が生じる場合を想定し、資機材の移動による損傷等の防止に係る計画及び代替措置等による速やかな機能回復のための計画を策定する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、特別防災区域に係る災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、防災資機材等の整備を強化するとともに、その保有状況等を常に把握し相互協力により、合理的な防災活動を行う。

第6節 通信設備整備強化計画

防災関係機関等は、特別防災区域に係る災害の発生に対応するため、情報の収集及び伝達に必要な通信手段の整備強化に努めるものとする。

1 特定事業者

特定事業者は、災害が発生した場合、初期防災体制の充実及び消防機関等に対する通信手段を強化するため、次の事項について積極的に推進する。

(1) 専用通信手段の多重化

消防機関及び共同防災組織の基地と相互に通信できる専用通信手段の整備に努める。

また、南海トラフ地震等の地震発生時には一般の通信連絡網の混乱、通信設備の損壊による通信不能等が予想されるので、有線通信設備の他に防災相互通信用無線局の設置等の通信手段の多重化を行う。

(2) 事業所間防災無線網の整備

情報の共有化及び事業所間の応援体制の強化を図るため、事業所間の防災無線網の整備に努める。

(3) 従業員の招集手段の強化

夜間・休日等の災害の発生に対し、初期防災体制の強化を図るため従業員の招集について、一元的に実施できるよう招集手段の強化を行う。

(4) 災害時における通信手段の強化

災害時においては、有線電話及び携帯電話等による通信が困難となることを想定し、無線通信設備、衛星系通信設備等の配備を行う。

(5) 通信資機材の点検整備

通信設備は定期的に点検整備を行い、緊急時にトラブルの発生がないように管理する。

また、停電時を考慮して、通信設備や事業所内放送設備等の非常用電源を確保する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、各機関所属の無線通信設備の強化を図るとともに、防災関係機関が相互に通信できる防災相互通信無線設備の設置を推進する。この場合、地上系通信だけでなく衛星系通信の整備も進め、通信手段の二重化を図るものとする。

また、県においては、防災行政無線が南海トラフ地震等の大規模な地震にも耐えうるようにするため、自家発電装置の空冷化及び中継施設の耐震化等の対策を促進する。

第7節 緩衝地帯又は緑地の整備計画

特別防災区域に係る災害が、周辺地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯又は緑地の整備に努めるものとする。

1 緩衝地帯又は緑地の設置の推進

- (1) 市は、緩衝緑地等の設置の推進を図る。
- (2) 特定事業者は、単独又は共同して災害が周辺地域に及ぶことを防止するため、自ら緩衝地帯の設置を行う。
- (3) 第1種事業者は、緩衝緑地等の設置計画について、市に協力しなければならない。

2 緩衝地帯又は緑地の現状

No.	場 所	面積 (㎡)	工 期	種 別	実 施 主 体
1	四日市市六呂見町J S R(株)北側	5,900	S48年～51年	緩衝地帯	J S R(株)
2	〃 午起三丁目地内	24,000	S48年～50年	緩衝地帯	コスモ石油(株)
3	〃 稲葉町	5,700	S48年～51年	緩衝地帯	コスモ石油(株)
4	〃 大字塩浜	8,900	S41年～52年	緩衝地帯	四日市市 (住宅改造事業)
5	〃 霞ヶ浦	254,000	S45年～47年	緩衝地帯	公害防止事業団
6	〃 霞地区コンビナート西運河	450,000	S49年	運河	船舶荷役施設設置事業
7	〃 日永東一丁目中央緑地	285,000	S43年	緩衝地帯	公害防止事業団
8	〃 尾上町	14,925	S55年～56年	防災緑地	四日市市 (防災緑地整備事業)
9	四日市市楠町北五味塚楠緑地公園	75,500	H2年～7年	緩衝地帯	環境事業団

第8節 航空機事故に関する予防計画

1 航空安全確保に関する規制

関西空港事務所は、航空機による特別防災区域の災害を防止するため、次のとおり航空機の航行を規制する。

ただし、捜索又は救助のために行う航行については適用しない。

- (1) 特別防災区域内での離着陸の制限
- (2) 特別防災区域上空における飛行訓練及び試験飛行の制限
- (3) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第81条ただし書きの最低安全高度以下の許可を行わないこと。

2 防災関係機関の措置

(1) 関西空港事務所

ア 規制措置について、航空会社、自衛隊等に対し、周知徹底を図るとともに、同措置の実施を指導する。

イ 規制措置に違反する事実があると認められる場合、又は県及び市からの通報により違反事実を確認した場合は、直ちに規制措置の厳守を指導するとともに、防災本部に通報する。

(2) 県

規制措置について、関西空港事務所と連携し、特別防災区域の事業所に周知を図るとともに、警察、消防等の防災関係機関に対し、規制措置違反発見について協力を求める。

(3) 市

規制措置について、事業所に周知を図るとともに違反の疑いのあるものを発見した場合は、直ちに防災本部及び関西空港事務所に通報する。

第9節 防災に関する調査研究

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域における災害の発生を防止するため、必要に応じ防災に関する調査研究を行う。

1 主な調査研究項目

- (1) 石油及び高圧ガス等の製造、貯蔵、取扱及び消費に係る施設の安全に関する調査研究
- (2) 火災、爆発、可燃性ガス・毒性物質の漏洩及び石油等の流出による災害の発生及び拡大の防止に関する調査研究
- (3) 災害の想定に関する調査研究
- (4) 災害の原因に関する調査研究
- (5) 火災、爆発等の災害防御技術に関する調査研究
- (6) その他必要と認められる事項の調査研究

2 調査研究結果の提供

防災関係機関及び特定事業者は、防災に関する調査研究を実施した場合は、必要に応じて他の防災関係機関及び特定事業者にその結果を提供する。

第 5 章 災 害 応 急 対 策 計 画

第5章 災害応急対策計画

第1節 防災本部及び現地本部の活動体制

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における防災本部及び現地本部の活動体制について定めるものとする。

なお、令和元年5月31日から気象庁は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとした。

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、本章に定めるものの他、県災害対策本部と連携して対応するものとする。

第1 防災本部

- (1) 特別防災区域内において災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、次の配備基準に基づき事務局の体制を整備し、災害に関する連絡調整等を行うこととする。また、必要に応じ本部員の参集又は本部員の属する機関の職員の派遣について調整を行う。
- (2) 事務局員は防災対策部消防・保安課職員のほか状況に応じ本部長が必要と認めた知事部局、企業庁、本部員の属する機関並びに派遣要請を行った機関の職員をもって構成する。

【災害時等における防災本部の配備基準】

[事故災害]

配備区分	配備時期	配備内容
準備体制	事故による災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
警戒体制	事故により災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制
非常体制	事故により甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制

[自然災害]

配備区分	配備時期		配備内容
	地震	その他の自然災害	
準備体制	1 四日市市に震度4の地震があったとき 2 四日市市に津波注意報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」) 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき 4 その他特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
警戒体制	1 四日市市に震度5弱の地震が発生したとき 2 四日市市に津波警報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 4 その他特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制 ※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときは一定期間注意
非常体制	1 四日市市に震度5強以上の地震が発生したとき 2 四日市市に大津波警報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4 その他特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制 ※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは1週間警戒、その後1週間注意



防災本部事務局の体制

第2 現地本部

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域に係る被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。

1 設置基準

(1) 事故災害

- ア 四日市市長が現地本部の設置を必要と認め、本部長にその設置を要請したとき
- イ その他本部長が必要と認めたとき

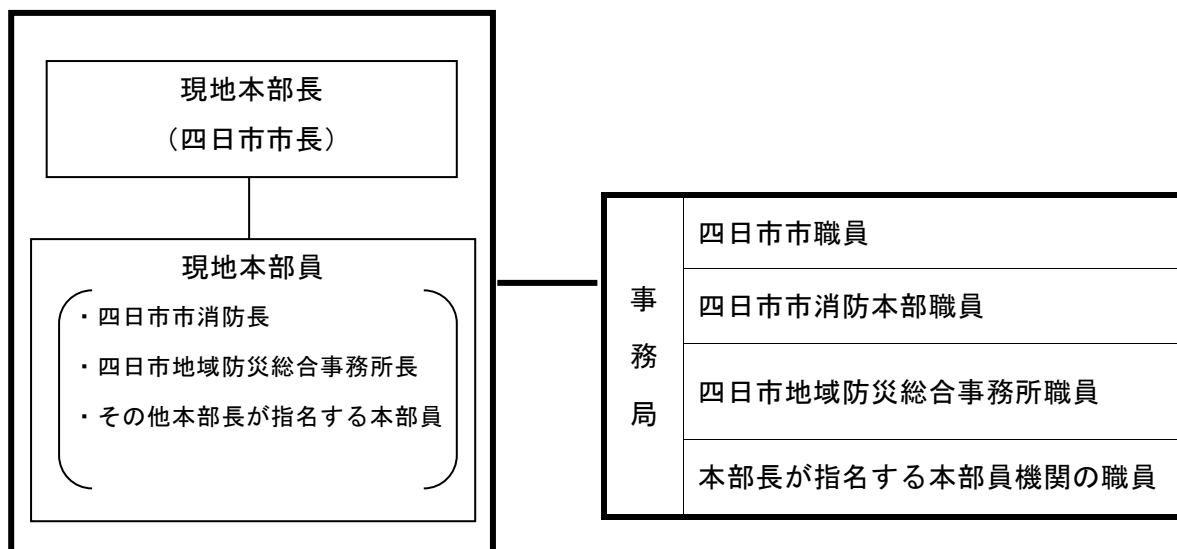
(2) 自然災害

- ア 四日市市に気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく大津波警報、津波警報が発表されたとき
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ウ 四日市市に震度5弱以上の地震があったとき
- エ その他本部長が必要と認めたとき

2 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

- (1) 現地本部長は当該災害発生地の市長とする。
- (2) 現地本部員は、四日市市消防長、四日市地域防災総合事務所長のほか、本部員のうちから災害規模、態様に応じて本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部事務局は、次の図に示すように四日市市及び四日市市消防本部の職員のほか、現地本部員の属する機関の職員をもって構成する。



現地本部組織及び事務局

3 設置場所

現地本部の設置場所は当該災害発生地の市の庁舎、又は消防本部とする。

ただし、災害の規模、態様に応じた防災活動の円滑な実施を図るため、現地本部長の判断により適当と認める場所に現地本部を設置することができる。

4 現地本部の廃止

現地本部長の意見を聞き、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときとする。

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における特定事業所からの通報及び防災関係機関が行う情報の収集及び伝達について定めるものとする。

第1 通報体制

特定事業所及び防災関係機関は、特別防災区域に係る異常現象発生時及び地震発生時（気象庁発表震度で、特別防災区域の存在する市に震度4以上の地震が発生した場合、又は地震に起因し特定事業所において施設の運転停止等の措置を講じた場合）には、次により通報を行う。

1 異常現象の範囲

(1) 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のもを除く

ア 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの

イ 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修剤等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの

(4) 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれのなくなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によつても制御不能なもの、地盤の液状化等であつて、上記（1）から（4）に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

2 通報基準

(1) 異常現象発生時

ア 特定事業所

特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者（以下「防災管理者」という。）は、当該事業所において、異常現象の発生の通報を受け、又は自ら発見した時は、直ちに当該消防本部へ通報する。

通報内容については、発生時刻、発生場所、死傷者の有無、異常現象の内容及び応急措置等とし、第1報の時点において、明らかでない事項については、判明しだい逐次通報する。

イ 消防本部

特定事業所から通報を受けた場合は、直ちに電話又は別記様式1「第2号様式（特定の事故）」により防災本部に通報するとともに、必要に応じて警察本部（所轄警察署）及び海上保安部その他の防災関係機関（以下「第1次通報機関」という。）に通報する。

なお、消防機関への通報が殺到するような事態が発生した場合には、直ちにその状況を消防庁及び防災本部に報告するものとする。

(2) 地震発生時

ア 特定事業所

防災管理者は、地震発生後、直ちに防災規程等に定めるところにより事業所内の点検を実施し、その結果を直ちに当該消防本部へ通報する。

イ 消防本部

各特定事業所からの点検結果をとりまとめ、別記様式2「地震影響報告」により遅滞なく防災本部へ報告する。

3 通報系統

異常現象発生時等における通報は次の通報系統図により行う。消防本部から通報を受けた第1次通報機関は、それぞれ必要に応じその他の防災関係機関（以下「第2次通報機関」という。）に通報する。

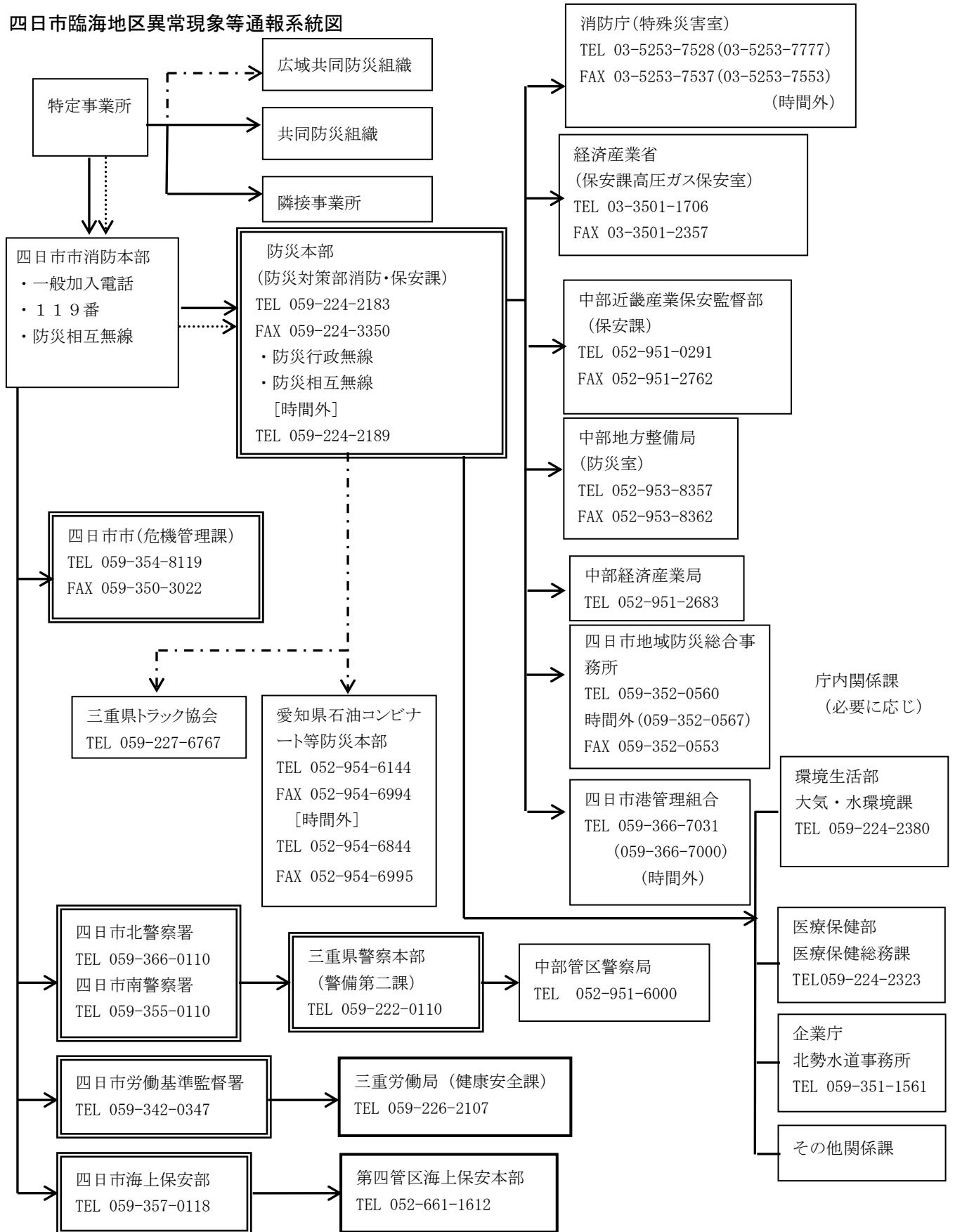
なお、通信の方法は、災害の状況に応じ、有線（一般加入電話、専用電話、119番等）、防災行政無線、又は防災相互無線等を利用し、最も迅速かつ的確な方法で行うものとする。

4 防災関係機関等の連絡窓口

防災関係機関等の連絡窓口は、次の通報系統図に示すほか、資料編の防災関係機関一覧表及び事業所別防災担当部課一覧表によるものとする。

なお、防災関係機関等は、連絡窓口に係る事項等に変更が生じたときは、速やかに防災本部に報告するものとする。

四日市臨海地区異常現象等通報系統図



【凡例】 第一次通報機関 第二次通報機関

—— 異常現象発生時

..... 地震発生時

- - - - - 大容量放射システム使用時

第2 災害情報の収集及び伝達

特定事業所及び防災関係機関は、災害発生当初における情報収集体制の整備を図るとともに、有効な応急対策を実施するため、状況の変化に応じた必要な情報の収集及び伝達を行うものとする。

1 情報の収集及び伝達

(1) 災害当初における被害情報の収集

防災本部は、早期に被害の概況を把握するため、必要に応じヘリコプター（三重県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター）により情報収集を行う。

県が保有するヘリコプターによる活動が行えない場合、又は活動体制が不足する場合は、緊急消防援助隊等に対し応援を要請する。なお、ヘリコプターの応援要請及び活動拠点の確保等については、県地域防災計画を準用する。

(2) 防災本部への報告

特定事業所及び防災関係機関は、発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要について、防災関係機関は直接、特定事業所にあつては、消防本部を通じて別記様式第1「第2号様式（特定の事故）」により逐次防災本部へ報告する。

なお、現地本部が設置された場合、当該報告は現地本部に報告するものとし、現地本部は受理した後速やかに防災本部へ報告するものとする。

(3) 現地連絡室

特定事業所は、発生した災害の状況に応じ、災害の状況等に関する防災関係機関への円滑な情報提供及び災害への対応に関する防災関係機関との協議等を行うため、事業所内に防災関係機関が参集するための現地連絡室を設置するとともに、情報提供責任者を置く。また、現地連絡室を設置した場合は本部長に報告する。

本部長又は市長は、必要と認める場合は、特定事業所に対し現地連絡室の設置を求めることができる。

防災関係機関は必要に応じ現地連絡室へ職員を派遣するとともに、特定事業所における災害の状況等に関する情報等は現地連絡室を通じて収集を行う。

(4) 通信手段の確保

災害時における通信は、有線電話、防災行政無線等災害の状況に応じた最も迅速かつ的確な方法で行うものとするが、防災関係機関等が保有する通信施設が損壊するなどして使用できない場合は、他の防災関係機関等の通信施設を利用するなどして通信の確保を図るものとする。

2 報告書の提出

- (1) 特定事業所は、消防組織法第40条の規定に基づく火災災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）第2 即報基準 1 火災等即報 (2)個別基準イ 石油コンビナート等特別防災区域の事故及び(3)社会的影響基準に該当する事故の応急措置が完了したのち10日以内に別記様式3「コンビナート事故報告」により第1報を、原因等の確定後速やかに別記様式3「コンビナート事故報告」により最終報をそれぞれ消防本部へ提出すること。
- (2) 消防本部は、特定事業所から前号の報告を受けたのち、遅滞なく別記様式3「コンビナート事故報告」により防災本部へ報告する。

第3 地震・津波情報等の伝達

防災本部は、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報等を特定事業者及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策の適切な実施を図る。

なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。

1 連絡を行う情報等の種類

(1) 大津波警報・津波警報・注意報・予報（津波予報区「伊勢・三河湾」）

(2) 地震及び津波に関する情報

ア 地震情報（四日市市に震度4以上の地震が発生したとき）

イ 津波情報

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

エ 南海トラフ地震関連解説情報

2 連絡を行う情報等の伝達経路及び方法

防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。



連絡を行う情報等の伝達経路及び方法

別記様式1 (第2号様式(特定の事故))

- 事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

第 報	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	三 重 県
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所		特別防災区域	レイト第1種、第1種、第2種、その他		
事業所名		発見日時	月 日 時 分		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況	m/s、℃、%		
物質の区別	1.危険物 2.指定可燃物 3.高压ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()		物質名	(第 類第 石)	
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高压ガス施設 4.その他 ()				
発災箇所		発災原因			
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消防防災活動 及び救急・援助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部(署)	台	
			消 防 団	台	
			消防防災ヘリコプター	機	
			海上保安庁	人	
			自 衛 隊	人	
	その他	人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

<別記様式1（第2号様式（特定の事故）報告要領）>

(1) 事故種別

「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「〇〇(株)〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石災法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は、事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法で定める危険物である場合には、危険物の種類及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造施設」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急援助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。

別記様式 2

地震影響報告

市名

事業所名	加速度	地震の影響と事業所のとった措置	備考
備考			

別記様式 3

コンビナート事故報告

年 月 日

三重県石油コンビナート等防災本部

本部長 三 重 県 知 事 様

届出者 事業所名
事業所所在地
代表者名

1 事 故 の 種 類	
2 事 故 発 生 日 及 び 鎮 火 ・ 処 理 終 了 時 刻	発 生 月 日 (曜 日) 時 分 鎮 火 等 月 日 (曜 日) 時 分
3 事 故 発 生 場 所 及 び 施 設 の 概 要	施設地区 装置 その他 別添No.
4 事 故 発 生 時 の 気 象 状 況	気温 °C・湿度 %・風向 風速 m/s・天気
5 製 造 ・ 貯 蔵 所 等 の 区 分 及 び 取 扱 い 品 目	
6 事 故 の 状 況	別添No.
7 事 故 発 生 原 因	別添No.
8 措 置 状 況	別添No.
9 防 災 活 動 状 況	別添No.
10 被 害 状 況	死亡者 名 流出等の量 負傷者 名
11 通 報 時 刻 及 び 通 報 先 (方 法)	消防本部 月 日 時 分 電 話 () 他 ホットライン
12 保 安 管 理 組 織	別添No.
13 許 認 可 関 係	別添No.
14 そ の 他 参 考 事 項	別添No.
15 報 告 書 作 成 者	氏名 TEL (内)

コンビナート事故報告記載要領

事故の種類	爆発、火災、可燃性ガスの流出、毒性ガスの流出、危険物の流出、危険物の漏洩、破裂、毒劇物の流出、その他のうちから該当するものを記入する。
届 出 者	事業所名はコンビナート事故発生事業所名を記載。
事故発生日時	時刻は24時間呼称による。
鎮火・処理時刻	火災等の鎮圧、流出、漏洩等の処理終了又は災害のおそれのなくなった時刻を記入すること。
事故発生場所及び施設の概要	施設区分は、石油コンビナート等災害防止法の区分及び事故発生装置名とする。 施設の概要は、別添で施設の生産能力機能、稼働方法、施設の配置、発生設備の構造、材質、安全装置等の概要、温度、圧力、事故に係る物質の性状等
製造、貯蔵所等の区分及び取扱い品目	事故発生施設の高圧ガス、危険物等の許可区分及び設備内に保有されていた物質の名称等危険物の分類
事故の状況	発生前の状況、発生までの経過、発生時の状況等、いつ、誰が、どこで、どのような作業をしていたとき、どのようになって事故になったかを記入し、併せて被害の範囲も付記すること。
事故発生原因	直接的、間接的発生原因、被害拡大原因等できるだけ詳細に記入すること。
措 置 状 況	応急の措置、応急対策及び恒久対策を検討し記すこと。
防災活動状況 被 害 状 況	使用した防災資機材、消防車等、自衛・共同防災及び公設消防に分けて活動状況を記すこと。 人的被害（死者、重傷者（1ヶ月以上）、軽傷者の別及び氏名、年令、職名、被災部位等） 物的被害、被害状況及び被害面積、直接被害額等
保安管理組織(※)	予防規程等に定められた組織等及び責任者、取扱者等、役職氏名、免状の種類番号等
許 認 可 関 係(※)	事故に係る施設の高圧、危険物、労安関係の許可、完成検査年月日、保安検査、定期自主検査等年月日
その他参考資料(※)	工場配置図、プラント機器プロット図、フローシート、事故発生箇所詳細図（アイソメ的）、新聞記事、写真記事、写真等

(※)・・・必要に応じ添付を求める

注) 第1報に係る報告内容については、上記のうち確定している内容のみとする。

第3節 事故災害応急対策計画

特別防災区域において事故に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急活動が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

なお、事故に伴いより広域的で甚大な災害が発生した場合は、県災害対策本部と一体となった運用を図る。

第1 陸上施設等火災・爆発応急対策計画

特定事業所に係る火災・爆発による災害の発生及び拡大を防止するための応急対策について以下のとおり定める。

1 実施機関

- (1) 防御活動は、消防本部、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織（大容量泡放射システムを用いて防御活動を行う場合）が一体となって行う。
- (2) 火災・爆発の規模により更に消防力を必要とする場合は、当該市長は、三重県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の応援を求める。

2 防御活動の分担

災害に伴う火災の防御活動は、消防長が指揮統制を行う。

(1) 消防本部

消防本部は、災害に伴う火災、救急、救助の防御活動を行う。

(2) 消防団

消防団は、警防計画の定めるところにより出動し、特別防災区域内の災害が周辺住民に被害を及ぼすおそれがあるときは、主として消防警戒区域の設定、民家等への延焼防止及び住民の人命救助活動にあたる。

(3) 自衛防災組織

ア 災害が発生した特定事業所（以下「発災事業所」という。）の自衛防災組織は、直ちに防御活動を実施するとともに、応援隊の受入体制を整備する。

イ 他の特定事業者の自衛防災組織は、出動に備え準備体制をとる。

(4) 共同防災組織

共同防災組織は、共同防災規程に基づき直ちに災害現場に出動し、自衛防災組織と協力して防御活動を行う。

(5) 広域共同防災組織

大容量泡放射システムを使用する防御活動を行う必要がある場合、広域共同防災組織は、広域共同防災規程に基づき災害現場に出動し、自衛防災組織及び共同防災組織と協力して防御活動を行う。

3 防御活動の基本

- (1) 消防長は、火災発生を覚知した時は出動計画に基づき消防隊を出動させる。
- (2) 出動する消防隊は、化学消火剤等の必要な機材を携行し、消火活動を実施する。
- (3) 火災の拡大や二次爆発の可能性により周辺住民に危険が及ぶおそれがある場合は、この計画に定める避難誘導計画に基づき、直ちに所要の措置を講じる。また、火災の場合には、周辺民家への延焼を防止するための消火活動を優先して行う。
- (4) 高圧ガス等の可燃性ガスの火災の場合における消火活動は、ガスの流出閉止作業が困難な時は、ガスの拡散を防止するため、直接消火を避け周囲の危険を排除しながら燃焼させる。特に可燃性の毒性物質の場合は、直接消火は避ける。すなわち、発災施設や取り扱い物質の特性等を考慮した適切な方法により防御活動を行う。
- (5) 消防隊の進入路、配置部署、消火時期及び消火方法等について、現場指揮者は発災事業所の防災管理者又は自衛防災組織の消防隊長と十分協議のうえ決定する。

4 発災事業所の措置

- (1) 防災関係機関への通報、連絡要員の配置及び現地連絡室の設置
- (2) 装置の運転停止
- (3) 自衛防災組織による防御活動の実施及び共同防災組織への通報
- (4) 公設消防機関等の受け入れ体制の整備
- (5) 周辺住民への広報活動
- (6) 緊急事態に対する体制の整備
- (7) 周辺事業所への通報及び協力要請
- (8) その他災害の規模に応じた必要な措置

5 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 防災関係機関への協力要請
 - イ 知事に対する応援要請
 - ウ 防災資機材の調達搬入
 - エ 周辺住民に対する広報活動
 - オ 警戒区域の設定
 - カ 警戒区域内の住民に対する避難の勧告、指示及び誘導
 - キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(2) 消防本部

- ア 防御活動
- イ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- ウ 消防団、自衛防災組織及び共同防災組織に対する指示
- エ その他災害の規模に応じた必要な措置

(3) 県警察

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ 緊急通行車両の通行の確保
- カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動
- キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして
応急対策を実施する。

第2 可燃性ガス・毒性物質の漏洩応急対策計画

特別防災区域から区域外へ可燃性ガス・毒性物質が漏洩した場合において、周辺地域住民の安全確保を図るための応急措置について以下に定める。

1 実施機関

- (1) 防御活動は、自衛防災組織、共同防災組織、消防本部及び海上保安部が一体となって実施する。
- (2) 警戒区域の設定は、自衛防災組織、当該市、海上保安部及び県が協力して実施する。

2 防御活動及び警戒区域の設定の分担

- (1) 防御活動は、原則として自衛防災組織及び共同防災組織が行う。
- (2) 発災事業所以外で同様な施設を有する特定事業所は、応援要請により防御活動を行う。
- (3) 消防本部は、空気呼吸器等必要な装備を装着した者が防御活動を行う。
- (4) 海上からの防御活動は、海上保安部の空気呼吸器等必要な装備を装着した者が行う。
- (5) 警戒区域の設定は、他の特定事業所の自衛防災組織及び防災関係機関がその機能に応じ
周辺地域の濃度測定等の必要な措置を講じ、市長が実施する。
- (6) 海上の警戒区域の設定は、海上保安部が行う。

3 防御活動等の基本

- (1) 通報を受けた当該市長は、可燃性ガス・毒性物質の性状及び風向等を勘案し、速やかに警戒区域を設定する。
- (2) 当該市は、警戒区域を設定した場合は、速やかに警察等防災関係機関に連絡し、協力を求める。
- (3) 設定した警戒区域は、ガス検知器により状況を把握し、必要に応じ警戒区域を変更する。
- (4) 発災事業所の自衛防災組織は、速やかに閉止作業を実施する。
- (5) 可燃性ガスの場合は、火気使用の中止を徹底する。
- (6) 水利部署は、風上、風横のものを使用する。
- (7) 警戒区域内への進入は、必ず空気呼吸器等の保護具を装着させ噴霧筒先を重点的に配備し、援護注水を行う。
- (8) 警戒区域内での噴霧筒先は固定し、隊員は、安全な場所へ退避させる。
- (9) 中和反応による発熱については特に注意し、周囲の危険物等の除去を行う。
- (10) 閉止作業は、援護噴霧注水のもとに、風上より実施する。

4 発災事業所の措置

- (1) 防災関係機関への通報、連絡要員の配置及び現地連絡室の設置
- (2) 閉止作業及び残ガスや漏洩物の緊急移送等の防御活動
- (3) 周辺住民への広報活動
- (4) 共同防災組織、周辺事業所、他の特定事業所への通報及び協力要請
- (5) 防御活動に対する助言
- (6) 緊急事態に対する体制の整備
- (7) その他災害の規模に応じた措置

5 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 警戒区域の設定
 - イ 防災関係機関への協力要請
 - ウ 周辺住民に対する広報活動
 - エ 警戒区域内の住民に対する避難の勧告、指示及び誘導
- (2) 消防本部
 - ア 防御活動
 - イ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
 - ウ その他災害の規模に応じた必要な措置

(3) 県警察

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ 緊急通行車両の通行の確保
- カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動
- キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 海上保安部

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 海上からの放水攪拌等による拡散防止措置及び被災者の救助
- エ 現場付近海域における火気使用禁止措置
- オ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び航行規制の措置
- カ 現場付近海域の船舶の移動
- キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

第3 石油等流出防御応急対策計画

陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について以下に定める。

なお、危険物タンク等の陸上施設からの流出油については、防油堤により堤内に留まると予想されるが、堤外へ流出した場合の対策も考慮する。

1 実施機関

陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油防御等の活動は、自衛防災組織、共同防災組織、海上保安部、港湾管理者、県及び市がそれぞれ協力して行う。

なお、海上流出油に対応するため必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

2 防御活動の分担

(1) 陸上における防御活動の分担

- ア 流出油の拡大防止及び回収作業等は自衛防災組織が行う。
- イ 流出油が更に拡大するおそれがある場合、又は拡大した場合は他の特定事業所の応援を求めて防御活動を行う。
- ウ 火災警戒区域の設定及び火災警戒は、自衛防災組織及び共同防災組織と連携し消防長が行う。
- エ 消防長は、防御活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部長に連絡する。
- オ 海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(2) 海上における防除活動の分担

- ア 流出油が海上に及んだ場合及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油の防除作業は、自衛防災組織、共同防災組織及び船舶所有者(タンカー等からの流出の場合に限る。)が行う。
なお、海上保安部長は、必要に応じ上記の者に対し指示を行う。
- イ 海上での火気使用禁止、警戒区域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置は海上保安部長が行う。
- ウ 流出油が海上に及んだ場合の陸上での火災警戒区域の設定及び火災警戒は、消防長の指揮により自衛防災組織及び消防本部が行う。
- エ タンカー等から油が流出した場合の船長又は船舶所有者に対する防除措置等の指示、命令は、海上保安部長が行う。

3 発災事業所の措置

- (1) 防災関係機関への通報、連絡要員の配置及び現地連絡室の設置
- (2) 流出源の閉止及び拡大防止措置
- (3) タンカーの船長がとるべき措置の指示
- (4) 火気使用禁止措置
- (5) 事業所内での警戒区域の設定
- (6) 住民に対する広報活動
- (7) 流出油の回収措置
- (8) 共同防災組織、周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- (9) 防除資機材の緊急配備及び防除要員の派遣措置
- (10) 緊急事態に対する体制の整備
- (11) その他災害の規模に応じた措置

4 防災関係機関の措置

(1) 市

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域の設定
- ウ 住民に対する広報
- エ 避難の勧告、指示及び誘導
- オ 防災資機材の調達搬入
- カ 他市町長に対する応援要請
- キ 知事に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ク その他災害の規模に応じた措置

(2) 消防本部

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 火災警戒区域での火気使用禁止措置
- ウ 流出油拡大防止措置の指示
- エ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- オ 海上保安部との連絡調整
- カ その他災害の規模に応じた措置

(3) 海上保安部

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 船舶の航泊禁止区域の設定及び航行制限
- エ 現場付近海域における火気使用禁止措置
- オ 油等の拡散防止措置及び吸着材等による回収
- カ 原因者がとるべき措置の指示
- キ 現場海域の船舶の移動
- ク 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- ケ 協議会に対する協力要請
- コ その他災害の規模に応じた措置

(4) 県警察

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ 緊急通行車両の通行の確保

カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動

キ その他災害の規模に応じた措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

第4 接岸・接標中のタンカー等の火災応急対策計画

タンカー等の火災の防御及び拡大を防止するための応急対策について以下に定める。

1 実施機関

(1) 防御活動は、消防本部、海上保安部、自衛防災組織及び共同防災組織が一体となって行う。

(2) 火災の規模により更に消防力を必要とする場合、特別防災区域内の特定事業者は、協定に基づきその保有する消防隊を出動させて応援するとともに、市長は必要に応じ知事に対し応援を要請する。

2 防御活動の分担

(1) タンカー等の消火活動は、「海上保安機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施する。

なお、自衛防災組織及び共同防災組織の行う防御活動に対する指示は、陸上にあつては消防長、海上にあつては海上保安部長が行う。

(2) 消防長及び海上保安部長は、それぞれ相互に連絡を密にし、消防力を適正配置して防御活動を行う。

(3) その他の応援隊の分担については、陸上施設の火災応急対策に準じて行う。

3 消火活動の基本

(1) 陸上からの消火活動の基本は、陸上施設の消火活動の基本に準じて行う。

(2) 海上からの消火活動の基本は、次のとおりとする。

ア 海上保安部長は、巡視船艇を現場に出動させ自衛防災組織及び共同防災組織に対し必要な指示をするとともに、消火活動を実施する。

イ 海上保安部長は、必要に応じ周辺海域の船舶に対し、避難勧告及び航行の制限並びに禁止を行う。

(3) 自衛防災組織及び共同防災組織は、残油の抜き取りが可能な時は、消防長又は海上保安部長の指示により油の抜き取り作業を実施する。

4 発災事業所の措置

- (1) 防災関係機関への通報、連絡要員の配置及び現地連絡室の設置
- (2) 必要に応じ関連施設の運転停止
- (3) 近接導配管等の管理者に対する通報と周辺事業所への通報及び協力要請
- (4) 船長及び乗組員に対する応急対策の指示
- (5) 自衛防災組織による防御活動の実施及び共同防災組織への通報
- (6) 公設消防機関等の受け入れ体制の整備
- (7) 周辺住民への広報活動
- (8) 緊急事態に対する体制の整備
- (9) その他火災の規模等に応じた措置

5 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 防災関係機関への協力要請
 - イ 知事に対する応援要請
 - ウ 防災資機材の調達搬入
 - エ 警戒区域の設定
 - オ 周辺住民に対する広報活動
 - カ 警戒区域内の住民に対する避難の勧告、指示及び誘導
 - キ その他災害の規模に応じた必要な措置
- (2) 消防本部
 - ア 防御活動
 - イ 海上保安部等との連絡調整
 - ウ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
 - エ 自衛防災組織及び共同防災組織に対する指示
 - オ 原因者がとるべき措置の指示
 - カ その他災害の規模に応じた必要な措置
- (3) 海上保安部
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 関係機関との連絡調整
 - ウ 海上からの消火活動
 - エ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び航行規制の措置
 - オ 現場付近海域における火気使用禁止措置
 - カ 原因者がとるべき措置の指示

- キ 現場海域の船舶の移動
- ク その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 県警察

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ 緊急通行車両の通行の確保
- カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動
- キ その他災害の規模に応じた措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

第4節 自然災害応急対策計画

特別防災区域に係る南海トラフ地震等の地震、津波又はその他の異常な自然現象により二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急活動が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

なお、地震、津波等の自然災害により広域的で甚大な災害が発生した場合は、県災害対策本部と一体となった運用を図る。

第1 地震・津波災害応急対策計画

1 地震・津波災害に対する措置

(1) 特定事業者の措置

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表され、県内で後発地震に備える必要がある場合には以下の措置を講ずる。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

a 日頃からの地震への備えの再確認及び施設等の点検

第4章第2節に定める災害予防策等の突発地震に備えた対策を再度確認するとともに、地震時に被害が発生するおそれのある施設や防災設備等の点検を実施する。

b 地震に備えて普段以上に警戒する措置

aに加えて、防災対応要員を確保するとともに、後発地震の発生に備えて一定期間継続的に警戒する。

c 確実な情報伝達

防災対応要員の参集や従業員の避難を実施するため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、各従業員に対して確実に伝達する。

d 従業員等の安全確保

地震発生後の避難では明らかに生命に危険が及ぶと判断される場合には事前の避難等、必要な措置をとる。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応

(ア)の対応を参考に、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて必要な防災対応をとる。

イ あらかじめ定めた地震発生時及び津波警報等発表時における危険物施設等の運転停止その他の緊急措置に係る規程類に従い、必要な措置を講ずる。

(ア) 地震発生時の措置

地震が発生した場合は、その観測された地震動に応じ、あらかじめ定めた規程類に従い施設の運転停止の措置を講ずるとともに、事業所内の施設及び導管等の点検を実施し、点検結果について消防本部へ通報する。

事業所内において、危険物等の漏洩及び火災の発生等の異常現象が確認された場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに消防本部への通報を行い、異常現象の態様に応じ共同防災組織又は広域共同防災組織への応援要請を行う。

(イ) 津波警報等発令時の措置

津波警報等が発令された場合は、あらかじめ定めた規程類に従い施設の運転停止等の必要な措置を講ずるとともに、従業員及び協力会社従業員等の避難及び誘導を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

地震発生時、津波警報等発表時及び南海トラフ地震臨時情報発表時には、あらかじめ個々で定めた防災体制による他、第1節の防災本部等の配備体制と連携する。

ア 消防本部

災害の状況により、速やかに応急対策が講じられるよう体制を整備する。

イ 海上保安部

(ア) 関係情報の収集

(イ) 船舶及び関係機関に対し、警戒宣言その他地震等に関する情報の周知

(ウ) 船舶に対する航行規制の措置

(エ) 水路調査、航路障害物の除去等海上交通安全の確保を図る為の措置

ウ 四日市港管理組合

津波災害を防ぐため、防潮扉、樋門の閉鎖等応急対策が講じられるよう体制を整備する。

エ その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、情報の収集及び被害状況の把握に努め、準備体制をとる等必要な措置を講じる。

2 地震・津波災害により二次災害が発生した場合の措置

地震・津波災害により二次災害が発生した場合は、その災害の態様により本章の各節を準用する。

第2 その他の自然現象による災害応急対策計画

第1 地震・津波災害応急対策計画を準用する。

第5節 救出応急対策計画

災害現場における人命救出活動が、的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

1 実施機関

特定事業者、消防本部、県警察及び海上保安部がそれぞれ協力して行う。

2 救出活動の分担

- (1) 災害発生直後の事業所内の人命救出活動は、特定事業者が行う。
- (2) 災害現場における人命救出活動は、消防本部を中心に迅速かつ優先的に実施する。
なお、陸上においては消防本部及び県警察、海上においては海上保安部が行う。

3 発災事業所の措置

- (1) 救出活動
- (2) 救出機材及び救出活動に必要な要員の確保
- (3) 救出路の啓開

4 消防本部、県警察及び海上保安部の措置

- (1) 救出活動及び負傷者の搬送
- (2) 医療機関との連絡調整
- (3) その他災害の状況に応じた措置

5 防災関係機関の措置

- (1) 市は、当該市の救助力のみでは救出活動に支障が生じると判断した場合は、県に対し自衛隊等の応援を求める。
- (2) 県は、被害状況及び救出活動の状況を把握し、被災市への救出活動の応援を必要と認めた場合、又は、市から救出活動の応援要請があった場合は、他の市町、自衛隊等に対し応援を要請する。

第6節 救急医療対策計画

救急医療の実施については、第5節救出応急対策計画と相まって本節で定めるところにより実施するものとする。

1 実施機関

- (1) 特定事業者は、速やかに救急医療搬送活動を行う。
- (2) 災害現場における救急医療活動は、市長の要請により、保健所、公立病院、日本赤十字社三重県支部及び医師会の協力に基づき行う。
- (3) 救急搬送は、消防本部及び市長の要請により、県、日本赤十字社三重県支部及び自衛隊が協力して行う。

2 救急医療活動の分担

- (1) 負傷者等の応急手当及び救急搬送は、市及び医療機関並びに特定事業者が相互に協力して行う。
- (2) 負傷者等の収容施設の手配準備等については、市において行う。
- (3) 当該市地域内の医療機関で措置できない負傷者等があり、陸上搬送が困難な場合又は速やかに専門医療機関へ搬送する必要がある場合は、県の防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプター及び救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）により空輸する。

3 発災事業所の措置

- (1) 救急医療活動
- (2) 救急医療が必要な場合の市長に対する連絡
- (3) 医療機関に対する協力

4 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 市所管の医療機関による医療班の編成
 - イ 現地救護所の設置
 - ウ 当該市地域内の医療機関に対する出動要請
 - エ 負傷者等の収容施設の手配
 - オ 日本赤十字社三重県支部及び医師会に対する応援要請
 - カ 知事に対する自衛隊の派遣要請の要求
 - キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(2) 消防本部

- ア 負傷者の搬送
- イ その他災害の規模に応じた必要な措置

(3) 医療機関

- ア 市長の要請に基づく医療班の現地出動
- イ 負傷者の応急手当及び搬送
- ウ 負傷者等の収容施設への受け入れ
- エ その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 県

- ア DMA T、医療救護班の派遣
- イ 災害拠点病院、日本赤十字社三重県支部及び医師会に対する応援要請
- ウ 自衛隊の災害派遣要請
- エ 災害拠点病院等への収容
- オ その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして
応急対策を実施する。

第7節 防災資機材調達・輸送計画

災害が発生し、応急対策に要する防災資機材等の不足をきたした場合、又はそのおそれがある場合、防災関係機関等は迅速に資機材等の調達及び輸送を行い、応急対策の万全を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 災害時における資機材等の調達輸送は、それぞれ災害応急対策を実施する機関が自ら又は協定等に基づき行う。
- (2) 災害応急対策実施機関において資機材等の調達及び輸送が困難なときは、他の防災関係機関等の応援を求めて実施する。

2 調達手続

資機材を調達する場合は、調達先に対し次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 必要とする資機材等の数量
- (3) 輸送方法及び区間
- (4) その他必要な事項

3 輸送力の確保

(1) 輸送方法

次の方法のうち、資機材等の種類及び災害状況等を総合的に判断して最も適切な方法による。

- ア トラック等による輸送
- イ 船舶による輸送
- ウ 航空機による輸送
- エ 人夫等による輸送

(2) 車両の確保

実施機関が所有するトラック等の車両による輸送の確保ができないときは、次の車両について、借り上げ等の措置を講じる。

- ア 公共機関及び公共団体の車両
- イ 運送業者等所有の車両
- ウ 中部運輸局三重運輸支局に対する陸上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- エ その他の自家用車両

(3) 船舶の確保

実施機関は、海上輸送が必要なときは、必要に応じ次の措置を講じる。

- ア 海上保安部所属船艇の出動要請

- イ 中部運輸局に対する海上輸送措置のあつせん又は調整の要請
 - ウ 公共機関及び公共的団体が所有する船舶による輸送の協力要請
- (4) 自衛隊災害派遣による輸送力の確保
- 第12節自衛隊災害派遣要請計画の定めに基づき実施する。

第8節 避難誘導計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民の生命及び身体を保護するため、必要な避難誘導措置が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

1 実施機関

- (1) 避難勧告、指示及び誘導は、市長、警察官及び海上保安官が行う。
- (2) 従業員に対する避難の指示は特定事業者が行う。

2 避難の勧告及び指示の分担

- (1) 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、速やかに住民に対し避難の勧告又は指示を行い誘導する。
- (2) 警察官は、市長から要請があった場合若しくは当該市長が勧告又は指示のいとまがないときは、住民その他の関係者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
- (3) 海上保安官は、海上において人命保護のため必要があるとき又は市長から要請があったとき若しくは当該市長が避難の勧告又は指示のいとまがないときは、船舶乗組員及び住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。
- (4) 特定事業者は、従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、防衛活動等必要要員を除き自主的に避難を指示する。

3 避難誘導の基本

- (1) 避難の勧告及び指示の基本は次のとおりとする。

ア 事前避難

災害の拡大が予想され、事前に避難させる必要があると認めるとき。(地震が発生した場合、その発生形態によっては、津波による災害も予想されるので、迅速かつ的確な行動が必要。)

イ 緊急避難

特別防災区域に係る災害が発生し、周辺住民に災害が及ぶおそれがあり、緊急に住民を安全な場所へ避難させる必要があると認めるとき。

ウ 収容避難

災害の拡大状況等からみて長時間にわたる避難が必要と認めた場合は、収容施設を開設する。

- (2) 避難の勧告及び指示内容

ア 要避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難理由

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項

(3) 避難誘導

ア 市長は、県警察等の応援を求め避難誘導する。

イ 避難経路には原則として、警察官又は市の職員を配置し、避難場所までの誘導を確実に行う。

ウ 緊急に多数の住民を避難させる必要が生じた場合、市長は、防災関係機関及び特定事業者に協力を要請し、要請を受けた防災関係機関及び特定事業者は、避難場所への誘導、搬送について協力する。

エ 避難場所への避難は、原則として徒歩とし、避難行動要支援者については車両による避難を考慮する。

(4) 避難場所及び経路

ア 避難場所は市が計画する指定避難所とし、災害の状況に応じて市が選定する。

また、避難経路については、市長があらかじめ県警察等と協議して定めておく。

イ 可燃性ガス及び毒性物質の漏洩等の場合は、災害状況の態様、風速、風向等の気象条件を考慮し、危険区域に入る避難場所及びそのおそれがある避難場所への避難は絶対に避ける。

4 避難誘導後の措置

(1) 警察官又は海上保安官は、自らの判断で避難を指示した場合、又は市長からの要請により実施した場合は、直ちにその結果を市長へ通知する。

(2) 特定事業者は、従業員に避難を指示した場合は、その結果を市長に報告する。

(3) 市長は、警察官又は海上保安官等から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けた場合は、直ちにその旨を知事に報告する。

5 避難場所の周知

市長は、避難誘導計画のマップ化を図り、周辺住民に対しあらかじめ避難場所、避難経路、避難に際しての心得を周知する。

6 防災関係機関の措置

(1) 市

ア 住民に対する避難の勧告、指示及び誘導

イ 防災関係機関への協力要請

ウ 避難場所、避難経路等の事前周知

- エ 避難場所の開設及び機能等の維持、充実
- オ 避難状況の把握

(2) 県警察

- ア 避難の指示
- イ 避難誘導及び市に対する協力
- ウ 避難現場周辺の警備
- エ 避難経路の交通規制
- オ 市長に対する避難指示の通知

(3) 海上保安部

- ア 避難の指示
- イ 航行規制の措置
- ウ 市に対する協力
- エ 市長に対する避難指示の通知

(4) 輸送機関

車両による避難者の搬送

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、市長の実施する避難誘導に対し協力する。

7 特定事業者の措置

- (1) 従業員に対する避難の指示
- (2) 市長が実施する避難誘導及び搬送に対する協力
- (3) 市長に対する避難の指示の報告

第9節 応援要請計画

防災関係機関及び特定事業者は、特に必要があると認めるときは次により応援を要請し、災害の拡大防止に努めるものとする。

ただし、自衛隊派遣要請については第12節によるものとする。

1 要請者

- (1) 他の特別防災区域の特定事業者等に対する応援要請
災害発生特定事業者
- (2) 相互応援協定締結市町村に対する応援要請
災害発生市長
- (3) 消防庁長官及び都道府県に対する応援要請
知事
- (4) 国の地方行政機関（特定地方行政機関を除く。）、公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に対する応援要請
知事又は災害発生市長

2 要請内容

応援要請は、次の事項を明らかにして、文書、口頭又は電話等により行う。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする資機材等の品名及び数量
- (3) 応援を必要とする職種別人員
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

3 本部長への報告

応援要請を行った市長及び特定事業者は、応援要請先及び要請の内容を速やかに本部長へ報告する。

第10節 住民等に対する広報計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、民心の安定を図るための広報活動が、的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

また、避難後の広報についても、安否状況、応急対策の実施状況等被災者のニーズに応じた迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

1 実施機関

広報活動の実施は、特定事業者、市、県警察、海上保安部及び防災本部が一体となって行う。

2 広報活動の分担

- (1) 特定事業者は、緊急の場合自らの判断において広報活動を実施するとともに、実施した広報内容等を市長に報告する。また、市長から広報活動の指示があった場合は、速やかに実施する。
- (2) 市長は、災害の発生を知ったとき又はそのおそれがある場合で、広報活動の必要を認める場合は速やかに実施するとともに、特定事業者に対し広報活動の実施を指示する。
- (3) 県警察は、災害現場において広報の必要を認めた場合は速やかに実施する。
- (4) 海上保安部は、海上において広報の必要を認めた場合は速やかに実施する。
- (5) 防災本部は、災害の規模及び拡大状況からみて災害が広範囲に及ぶと予想される場合は、報道機関の協力を得て広報活動を実施する。

3 広報活動の基本

- (1) 広報の内容は概ね次のとおりとする。また、これらの内容は状況の変化が無い場合でも、定期的に広報を行うこととする。
 - ア 災害発生の状況
 - イ 災害の拡大状況
 - ウ 周辺住民の措置
 - エ 避難の勧告及び指示並びに避難場所
 - オ 災害応急対策の実施状況
 - カ 住民の安全・安心に関する情報（危険地域の範囲、煙の影響、異臭の影響等）
 - キ その他必要な事項
- (2) 広報の方法
 - ア 特定事業者は、広報車、有線設備又は放送設備等（市同報無線設備を含む）により実施する。
 - イ 市長は、広報車、同報無線設備等により実施する。
 - ウ 県警察は、広報車、ハンドマイク等により実施する。
 - エ 防災本部は、報道機関に協力を求め、テレビ、ラジオ等を通じて実施する。

4 発災事業所の措置

- (1) 広報活動
- (2) 市長からの指示に基づく広報活動
- (3) 他の特定事業者に対する協力要請
- (4) 連絡要員の配置

5 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 広報活動
 - イ 特定事業者に対する広報活動の指示
 - ウ 同報無線設備の整備及び適正配置
- (2) 県警察
 - 現場広報活動
- (3) 防災本部
 - ア テレビ、ラジオ等による広域的な広報活動
 - イ 市等防災関係機関による広報活動の実施状況の把握
 - ウ 防災関係機関等相互の広報状況の連絡調整

6 報道機関への協力

防災関係機関及び特定事業者は、報道機関が行う取材活動に対しできる限り協力する。

第11節 交通規制対策計画

災害時において物資及び防災資機材等の緊急輸送並びに災害現場付近における人命の危険防止等を行うための交通規制が、的確かつ円滑に実施できるよう努めるものとする。

1 実施機関

県警察及び海上保安部

2 交通規制の目的

- (1) 避難経路の確保
- (2) 緊急通行車両及び船舶の通行路の確保
- (3) 災害現場付近の混雑緩和
- (4) 危険区域への立入禁止等
- (5) 海上交通安全の確保

3 交通規制の方法

(1) 避難経路の確保

市長の避難勧告及び指示に基づき住民が安全かつ円滑に避難できるように道路を確保し、一般車両等の通行を禁止又は制限する等の必要な措置を講じる。

なお、避難経路の確保については、災害状況に応じて適正な交通規制を実施する。

(2) 緊急通行車両の通行路の確保

災害応急対策用緊急輸送車両等が、安全かつ迅速に運行できるよう通行路の確保を行うとともに、一般車両の通行を禁止又は制限する等の措置を講じる。

なお、緊急輸送車両等の通行路の確保については、災害状況に応じて適正な交通規制を実施する。

(3) 災害現場付近の混雑緩和

災害によって生ずる幹線道路の障害の程度に応じ、必要な箇所に検問所を設置し、緊急通行車両の円滑な通行を図るほか、一般車両の迂回誘導等を行う。

(4) 警戒区域の設定

市長の要請に基づき警察官が警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域内への立ち入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去等の措置を講じる。

(5) 海上交通安全の確保

海上の交通安全を確保するため、海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

4 交通規制の広報

交通規制を実施した場合は、報道機関、日本道路情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区域又は区間及び迂回路等を広報するほか、立て看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

5 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、県地域防災計画の定めを準用する。

第 1 2 節 自衛隊災害派遣要請計画

特別防災区域において災害が発生し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、災害応急対策上自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法（昭和 29 年 6 月 9 日法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、自衛隊に対し以下により災害派遣を要請するものとする。

1 災害派遣要請の基準

- (1) 特別防災区域において災害が発生し、県民の生命及び財産を保護するための災害応急対策の実施が自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 特別防災区域において災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が発生(次項に規定する場合を含む。)したときは、災害派遣要求書(県地域防災計画添付資料参照)に次の事項を記入し、四日市地域防災総合事務所長を経由して知事(防災対策部消防・保安課)に提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に対し自衛隊の派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

- ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由(特に災害区域の状況を明らかにすること。)
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

※ 緊急時派遣要請要求先電話番号

消防・保安課	平日の昼間	059-224-2183
	平日の夜間及び土、日、祝日	059-224-2189

(2) 防災関係機関の派遣要請の要求

防災関係機関は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が発生したときは、市長に通報する。

(3) 知事の派遣要請

知事は、市長から派遣要請をうけ、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書（1通）を次の要請先へ提出する。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

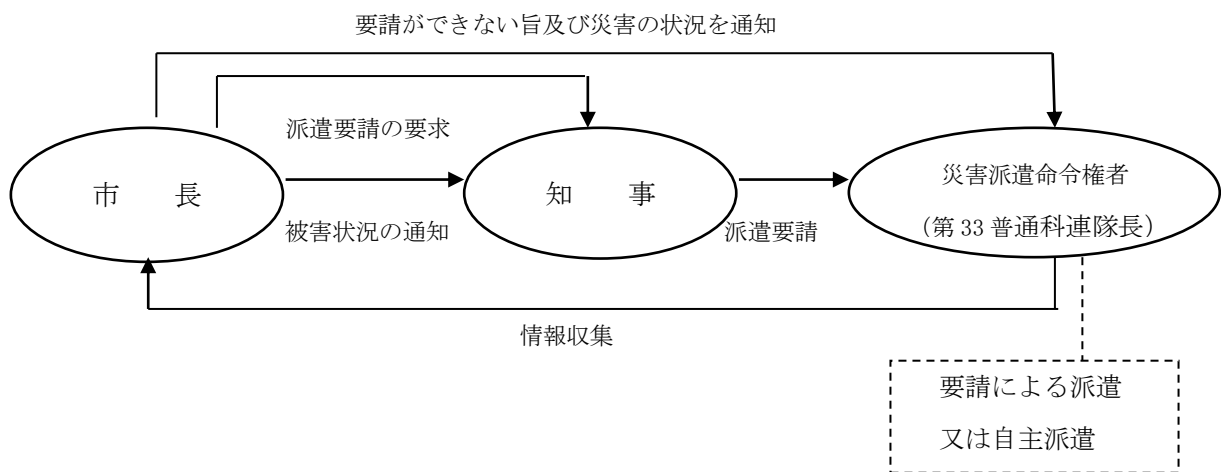
また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を連絡する。

※ 派遣要請先 陸上自衛隊第33普通科連隊長（窓口：第3科長）

電話番号 059-255-3133

防災行政無線 県庁から (8) 20-4010

市から 20-4010



災害派遣要請の手続きフロー

3 災害時の緊急派遣

(1) 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、第33普通科連隊長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

(自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣)

この場合、市長は、第33普通科連隊長に直接災害の状況等を通知することができる。

(2) 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）の判断基準

ア 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(3) 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、要請の有無にかかわらず部隊等が派遣されることがある。

4 災害派遣時に実施する救援活動

派遣された部隊の救援活動は、災害の推移により異なるが、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、搬送）
- (3) 消防活動
- (4) 人命救出、捜索救助
- (5) 道路、水路の啓開
- (6) 応急医療、救護及び防疫
- (7) 人員及び救助物資、防災資機材の緊急輸送
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去等

5 派遣部隊の受入体制

(1) 知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市長にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市その他防災関係機関相互の連絡調整に当たる。

(2) 受入市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の整備
- ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

6 連絡員の派遣

自衛隊は災害時、防災本部又は現地本部に連絡幹部を派遣、防災本部との調整・連絡にあたらせる。

7 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、知事は、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、第33普通科連隊長あてに災害派遣部隊の撤収要請（県地域防災計画添付資料参照）を行う。

8 その他

この節に定めのない事項については、県地域防災計画の定めを準用する。

第13節 大規模災害応急対策計画

大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の応急対策については、前節までに定める対策のほか、以下のとおりとする。

1 防災関係機関

本部長は現地本部を設置するとともに、県は応急対策のための必要な受援等について国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との調整を行う。

本部長又は市長は大規模災害が発生した又は発生するおそれがある特定事業所に対し現地連絡室の設置を指示する。

2 特定事業者

大規模災害が発生した又は発生するおそれがある特定事業者は、防災関係機関が参集するための現地連絡室を事業所内に設置するとともに、防災関係機関が実施する応急対策への協力等を行う。

第 4 章 災 害 復 旧 計 画

第6章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の基本方針

特別防災区域に係る災害が発生した特定事業者等及び特別防災区域に係る災害により被災した公共施設の管理者は、必要な災害応急措置を講じるとともに、単に原形復旧にとどまらず、被害の再発生を防止するために必要な施設の改良などを積極的に行い、関連事業とも調整を図りながら災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

第2節 公共施設等の災害復旧

1 ライフライン等の災害応急対策

住民生活及び産業活動に重要な影響を及ぼす電気、ガス、水道及び電話通信回線等のライフライン、並びに救援物資、応急復旧資材の輸送を確保するための道路、港湾等の機能の早期回復を図るため、関係機関は速やかに災害応急復旧工事を施工するほか、その他の公共施設についても、その緊急度に応じて可能な限り早期復旧に努める。

2 災害復旧事業

石油コンビナート等防災計画に関連する主要な災害復旧事業は次のとおり。

- (1) 電力災害復旧事業
- (2) ガス災害復旧事業
- (3) 水道災害復旧事業（上水道、工業用水道）
- (4) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 道路災害復旧事業
 - エ 港湾災害復旧事業
 - オ 漁港災害復旧事業
- (5) 都市災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) その他の災害復旧事業

第3節 コンビナート施設等の災害復旧

1 防災関係機関

防災関係機関は、特定事業者等が行う災害復旧対策が円滑に行えるよう資機材の調達のあるせん及び被災施設の復旧、改良に係る指導、助言に努める。

2 特定事業者等

特定事業者は、特に石油製品等の社会活動に必要なエネルギーを供給するための施設については、優先的にその機能を回復させるよう努める。

また、災害復旧に必要な資機材の確保に努めるほか、施設の復旧にあたっては、必要に応じて防災関係機関及び特定事業者間で協議を行い、復旧する施設の順位付け等を行うとともに、災害状況の検証を行い、災害に強い施設づくりに努める。

